

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月12日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 2時55分 散会

## 付託事件

議案第84号，議案第90号，議案第91号，議案第92号，議案第93号，議案第94号，議案第95号，議案第96号，議案第97号，議案第98号，議案第99号，議案第105号，議案第108号，議案第111号，議案第115号，議案第116号，議案第117号，議案第130号，議案第133号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第134号，議案第137号，議案第138号，報告第95号中第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分，報告第100号，報告第101号，報告第102号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 84号 元気な明日を目指す健康都市宣言について
- ② 議案第 90号 水戸市民生委員定数条例
- ③ 議案第 91号 水戸市社会福祉審議会条例
- ④ 議案第 92号 水戸市保健所条例
- ⑤ 議案第 93号 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例
- ⑥ 議案第 94号 水戸市理容師法施行条例
- ⑦ 議案第 95号 水戸市美容師法施行条例
- ⑧ 議案第 96号 水戸市化製場等に関する法律施行条例
- ⑨ 議案第 97号 水戸市旅館業法施行条例
- ⑩ 議案第 98号 水戸市感染症診査協議会条例
- ⑪ 議案第 99号 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例
- ⑫ 議案第105号 水戸市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第108号 水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関する条例
- ⑭ 議案第111号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例
- ⑮ 議案第115号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- ⑯ 議案第116号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ⑰ 議案第117号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑱ 議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

- ⑲ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑳ 議案第134号 令和元年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- ㉑ 議案第137号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ㉒ 議案第138号 令和元年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- ㉓ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中文教福祉委員会所管分
- ㉔ 報告第100号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例）
- ㉕ 報告第101号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例）
- ㉖ 報告第102号 専決処分について（令和元年台風第19号等による被災者に対する災害見舞金の特例に関する条例）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務所 副所長	田中誠一君
保健福祉部 技監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君

消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消防本部参事	鈴 木 豊 君	消防本部参事	小 林 光 宏 君
北 消 防 署 長	大 内 康 弘 君	南 消 防 署 長	勝 村 俊 則 君
消防総務課長	箕 輪 重 美 君	火災予防課長	櫻 井 祐 一 君
消防救助課長	青 木 剛 君	救 急 課 長	石 田 宏 一 君
教 育 長 職務代理者 教 育 委 員	東 小 川 昌 夫 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋 義 孝 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三 宅 修 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 放 課 後 児 童 課 長	菊 池 浩 康 君
総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君	学校管理課長	鎮 目 英 俊 君
学校保健給食 課 長	大 和 敦 子 君	学校施設課長	和 田 英 嗣 君
生涯学習課長	野 澤 昌 永 君	歴 史 文 化 財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中央図書館長	松 本 崇 君	総 合 教 育 研 究 所 副 所 長	小 川 佐 栄 子 君
6 事務局職員出席者			
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	書 記	嘉 成 将 大 君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第84号ほか25件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案等の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第84号ほか25件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第84号 元気な明日を目指す健康都市宣言について、執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、①議案書の1ページをお開き願います。

市議会議案第84号 元気な明日を目指す健康都市宣言についてでございますが、水戸市を元気な明日を目指す健康都市とすることについて、2ページの別紙のとおり、宣言するものでございます。

内容につきましては、保健福祉部福祉総務課提出資料により説明いたします。

初めに、宣言の趣旨でございますが、我が国は、世界有数の長寿社会であり、人生100年時代を迎える中、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送るためには、心身ともに健康であることが基本であり、本市においては、令和2年4月の中核市移行を機に、保健所を設置し、市民の健康増進活動の拡充や、保健・医療・福祉の連携強化を図り、また、魁のまちづくりNEXTプロジェクトにいきいき健康プロジェクトを位置づけ、健康まちづくりに重点的に取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みにあわせ、市民主体による健康の維持・増進に努め、社会全体で市民の健康づくりをサポートする機運を醸成するため、快適な環境の中で、全ての人が元気で笑顔に生活を送ることができる元気な明日を目指す健康都市の実現を目指して、この宣言を行うものでございます。

次に、宣言日は令和2年4月1日でございます。

今後の取り組みといたしましては、中核市移行式において、元気な明日を目指す健康都市宣言を行うとともに、「広報みと」や、ホームページなどによる周知のほか、これまでの取り組みとあわせ、都市宣言を機に、各種イベントやセミナー等を開催し、市民の健康に関する意識の向上を図ってまいります。

また、都市宣言とあわせて、水戸市健康増進・食育推進計画（第2次）に位置づけた重点事業や、具体的

な施策に取り組みながら、市民の健康増進に取り組んでまいります。

宣言文につきまして、①議案書の２ページに掲載しておりますが、その文案につきましては、保健・医療・福祉に関する関係機関、市民団体、学識経験者で構成する水戸市健康に関する都市宣言検討専門委員会を設置し、その中で、市民にわかりやすい表現にしてほしいとの御意見があったことから、市民が主体的にみずから健康を意識し、健康づくりに取り組んでいただくよう市民目線でできるだけわかりやすい表現にしているのが特徴となっています。

また、参考資料の２ページに都市宣言の構成として、宣言文の段落ごとの趣旨をお示ししております。

第１段落目は、こころと体の健康の大切さについて改めて呼びかけるようにしております。

第２段落目では、市民の行動目標として、心身の健康を維持するために、世代を問わず一人一人が主体的に健康的な生活習慣を身につけるとともに、自分らしく生きがいを持って生活することを心がけること、また、家族や友人、地域みんなで健康に対する意識を高めるとともに、健康づくりの輪を個人から地域へ、さらに、市全体へ広げていくことを呼びかけたものでございます。

第３段落では、「快適な環境の中で」という文言を入れておりますが、これは環境への配慮をした旨を掲げて、中核市移行に合わせて、市民と行政が一体となって水戸市を元気な明日を目指す健康都市とすることを宣言するものでございます。

なお、「元気な明日を目指す健康都市」としてありますが、これは健康であるという「元気」と、未来をあらわす「明日」というキーワードを使用しており、専門委員に幾つかの案をお示しした中で、この文言が選ばれたものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第９０号 水戸市民生委員定数条例でございますが、議案第９１号 水戸市社会福祉審議会条例、議案第９２号 水戸市保健所条例、議案第９３号 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例、議案第９４号 水戸市理容師法施行条例、議案第９５号 水戸市美容師法施行条例、議案第９６号 水戸市化製場等に関する法律施行条例、議案第９７号 水戸市旅館業法施行条例、議案第９８号 水戸市感染症診査協議会条例、議案第９９号 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例及び議案第１０５号 水戸市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例につきましても、中核市移行に係る議案でございますので、これらの議案を一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、執行部から順次説明願います。

初めに、小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 説明に入る前に、中核市移行に係る議案１１件について、保健福祉部福祉総務課提出資料で一覧にしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それでは、①議案書１９ページをお開き願います。

市議会議案第９０号 水戸市民生委員定数条例につきましては、民生委員法第４条第１項の規定により定める民生委員定数を４３３人とするものでございます。

内容につきましては、保健福祉部福祉総務課提出資料により御説明いたします。

制定理由につきましては、中核市移行に伴い、民生委員法の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものでございます。

次に、制定内容は、民生委員の定数を433人とする。

施行期日は、令和2年4月1日とするものでございます。

ページを返していただき、2ページをお開き願います。

参考として、1、厚生労働大臣の定める基準を記載してございますが、民生委員の定員数は、民生委員法第4条第1項で厚生労働大臣の定める基準を参酌して、条例で定めることが規定されております。

(1)の民生委員児童委員の配置基準といたしましては、中核市の場合、170から360世帯ごとに1人、(2)の主任児童委員の配置基準は、地区民生委員協議会の規模に応じて、2人または3人とされております。

次に、2の定数の内訳でございますが、水戸市の場合、地区民生委員協議会が中央地区から内原地区まで14地区あり、それぞれの地区の世帯数と厚生労働大臣の定める配置基準をもとに、地域の実情に応じて、民生委員児童委員の配置定数を定めております。

中央地区を例に挙げますと、世帯数に対し、配置基準の360世帯に1人の場合には25名、170世帯に1人の場合は52名の基準定数となり、この範囲でこれまでの経緯や地域の実情などにより、36名としております。

また、新荘地区につきましては、基準定数が9名から18名のところ、25名となっておりますが、世帯数が減少している一方で、ひとり暮らしの高齢者が増加し、民生委員の見守りが必要なことなどから、地域の実情により、基準を超えた配置となっております。

また、右側の欄の主任児童委員定数のうち、東部地区は、基準定数3名のところ、学校数や児童数などの関係から2名となっております。この配置定数につきましては、今年12月1日付で一斉改選が行われること、また、中核市移行に伴いまして、各地区の民生委員協議会から、必要数を見ながら、茨城県と協議し、これまでの定数424名から9名を増員して、433名としたものを継承するものでございます。

また、中核市移行に伴う権限移譲に伴い、今後、民生委員定数や、これまでの県で定めていた原則75歳未満としていた年齢要件などについても、市独自の判断により、決定することが可能となることから、民生委員の人材確保の面においても、有効なものと考えております

なお、3ページには、参照条文として、民生委員法の抜粋を掲載してございますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、①議案書の21ページをお開き願います。

市議会議案第91号 水戸市社会福祉審議会条例でございますが、内容につきましては、保健福祉部福祉総務課提出資料により、御説明いたします。

初めに、制定理由としまして、中核市移行に伴い、社会福祉審議会を設置するため、社会福祉法等に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

次に、主な制定内容として、審議会の所掌事項、委員の定数及び任期、専門分科会及び障害福祉専門分科会審査部会に関する規定、既存の審議会条例等を廃止する規定及び委員の報酬に関する規定を制定するもの

でございます。

施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、参考として、水戸市社会福祉審議会の構成を記載してございます。

水戸市社会福祉審議会は、25名の委員で構成し、民生委員審査専門分科会のほか、障害福祉、児童福祉、高齢福祉、地域福祉専門分科会を設けるとともに、障害福祉専門分科会より、身体障害者の障害程度の調査、審査する審査会を設けるものでございます。

この分科会のうち、民生委員専門分科会においては、民生委員の年齢要件などの適格要件について、市独自の基準を定め、民生委員としての適否について、御審議いただくというものでございます。

また、現在、附属機関として、水戸市障害者施策推進協議会を初め、水戸市子ども・子育て会議、水戸市高齢者保健福祉推進協議会、水戸市地域福祉推進委員会がございまして、今回の条例制定にあわせまして、これらの附属機関を廃止し、水戸市社会福祉審議会の分科会に新たに位置づけるものでございます。

条文につきましては、①議案書の21ページに戻っていただきまして、第1条で趣旨を規定するほか、第2条で所掌事項、第3条で委員定数、第4条で任期に関する規定、また、第7条で専門分科会に関する規定、第8条で障害福祉専門分科会審査部会について規定をしております。

また、21ページの下段の付則の第2項では、第7条で規定する専門分科会を設置することから、これまでの障害者、高齢者及び地域福祉に関する審議会と子ども・子育て会議の条例を廃止する規定を設けております。

また、付則の第3項では、社会福祉審議会委員及び臨時委員の報酬額を規定するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する規定を設けてございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 それでは、議案書①25ページをお開きください。

市議会議案第92号 水戸市保健所条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により、説明させていただきます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、地域保健法第5条第1項の規定に基づき、水戸市保健所の設置について、必要な事項を定めるものです。

2の主な制定等の内容につきましては、(1)設置については、第1条、(2)位置、名称及び所管区域については、第2条、付則として、(3)の水戸市保健センター条例及び水戸市保健所設置審議会条例の廃止、(4)で水戸市職員の給与に関する条例の一部改正、同じく、(5)で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

議案書①の25ページをごらんください。

第2条の規定で、保健所の位置につきましては、水戸市笠原町993番地の13、名称は水戸市保健所、所管区域は水戸市の全域とするものでございます。

付則につきましては、3の職員給与にかかわる条例については、保健所長を加えるもので、4の特別職の報酬にかかる条例については、保健所設置審議会の委員の報酬を削除するものでございます。

なお、資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案書①27ページをお開きください。

市議会議案第93条 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により、説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を実施するため、必要な事項を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、(1)動物の所有者等の遵守事項については、第4条で、(2)犬の所有者等の遵守事項については、第5条で、(3)猫の所有者等の遵守事項については、第6条で、(4)所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項については、第7条、(5)の多頭飼養の届け出等については、第8、第9条で、(6)係留等をされていない犬の収容等については第13条で、(7)犬猫の引き取りや返還等に係る手数料については、第16条で、(8)の罰則については、第18条から21条まで規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっております。

本条例と県条例との主な相違点でございますが、議案書の①の27ページをごらんください。

第1条の目的では、2行目のところになりますが、市民の動物愛護意識の高まりを受けて、動物の福祉の向上の推進ということを入れてございます。

また、第3条の市民の責務については、県条例では動物を取り扱う者と定めておりますが、本市の条例では、市民全体を対象としております。

第4条の動物の所有者等の遵守事項については、県条例の内容に加えて、第1項第2号の動物の健康状態に留意し、必要に応じて獣医師による治療などの措置を講じること、また、同項第5号に飼養する動物の数を適正飼養が可能な範囲とすることという部分を追加し、飼養の適正化の強化を図るようなものとしております。

また、28ページをごらんください。

第6条の猫の所有者等の遵守事項につきましては、県条例ではない独自の規定として、第1項第2号で屋内飼養が難しい場合に、繁殖防止措置として、不妊去勢手術などや、所有者を明示する措置として、名札の装着などを講じることが義務づけられております。

また、第7条の所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項につきましても、県条例では規定のない独自の条項として、野良猫への餌やりをする者に対して、周辺の生活環境を保全し、近隣住民に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならないものということを規定しております。

なお、第16条の手数料、第18条から21条の罰則の規定等につきましては、他の条項と同様で、県と同じ内容としております。

なお、資料の2ページ以降に参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。



続きまして、議案書①33ページをお開きください。

市議会議案第94号 水戸市理容師法施行条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、理容所等に関する事務を実施するため、理容師法に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、(1)理容所以外の場所において理容の業を行うことができる場合について第3条で、(2)の出張理容の届け出については第4条で、(3)理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置については第5条で、(4)の理容所について講ずべき衛生上必要な措置については第6条で、(5)理容所の構造設備の検査に係る手数料については第7条で規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっております。本市条例と県条例との主な相違点でございますが、議案書①の33ページをごらんください。

第3条第1項第2号の規定で、県の規定にはない演劇や演芸等に出演する者への出張理容を想定したその他規則で定めるものを規定するものでございます。

また、第5条第1項第13号には、出張理容を行う者の救急処置に必要な薬品、衛生材料の携行等を義務づける規定を設けております。

なお、資料の2ページに参照条文を載せてございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案書①35ページをお開きください。

市議会議案第95号 水戸市美容師法施行条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、美容所等に関する事務を実施するため、美容師法に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、(1)美容所以外の場所において美容の業を行うことができる場合について第3条で、(2)出張美容の届け出については第4条で、(3)美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置については第5条で、(4)美容所について講ずべき衛生上必要な措置については第6条で、(5)美容所の構造設備の検査に係る手数料については、第7条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっております。本市条例の県条例との主な相違点でございますが、議案書①35ページの第3条第1項第2号のところに、理容師法と同じような形で県の規定にない演劇や演芸等に出演する者への出張美容を想定したその他規則で定めるものを規定するものでございます。

また、第5条第1項第11号には、出張美容を行う者の救急処置に必要な薬品、それから、衛生材料の携行を義務づける規定も設けております。

なお、資料の2ページに参照条文を載せてございますので、後ほどごらんください。

続きまして、議案書①37ページをお開きください。

市議会議案第96号 水戸市化製場等に関する法律施行条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、化製場等に関する事務を実施するため、化製場等に関する法律に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、(1)死亡獣畜取扱場の変更の届け出が必要となる事項について第3条で、(2)許可を受けた者とみなされるために必要となる届出事項について第4条で、(3)構造設置の許可申請等に係る手数料について第5条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、化製場及び死亡獣畜取扱場の定義につきましては、資料2ページの参照条文をごらんください。

参照条文第1条第2項にございます化製場とは、獣畜、牛、馬、豚、綿羊及びヤギの肉、皮、骨、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料等を製造するために設けられた施設となっております。

同じく第3項に死亡獣畜取扱場が示されておりますが、死亡獣畜を解体し、埋却し、または焼却するために設けられた施設または区域となっております。

本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては、一部文言等の調整を行ったのみで内容等は県と同様のものとなっております。

続きまして、議案書①39ページを見てください。

市議会議案第97号 水戸市旅館業法施行条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により御説明いたします。

制定理由につきましては、中核市移行に伴い、旅館業に関する事務を実施するため、旅館業法に基づき条例で規定すべき必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容については、(1)構造設備の基準については第3条、(2)の許可を受けようとする施設によって清潔な施設環境が著しく害されるおそれのある施設を指定する規定については第4条、(3)の許可申請をする際に、許可について意見を求める者については第5条、(4)施設の衛生措置の基準については第6条から第9条、(5)の宿泊を拒むことができる事由については第10条、(6)の営業の許可申請に係る手数料については第11条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては、一部文言等の調整を行ったのみで同様の内容となっております。

なお、参照条文につきましては、資料2ページ以降に載せてございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案書①43ページをお開きください。

市議会議案第98号 水戸市感染症診査協議会条例についてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1、制定理由につきましては、中核市移行に伴い、感染症の診査に関する協議会に係る事務を実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第6項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2の制定内容につきましては、(1)組織については第3条、(2)委員の任期につきましては第4条、(3)会長につきましては第5条、(4)会議につきましては第6条、(5)部会につきましては第7条に規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

議案書①43ページをごらんください。

第3条の組織につきましては、7人の委員、第4条の委員の任期につきましては、2年としたほか、第7条につきましては、部会を設ける規定をしております。

また、付則として、特別職の報酬に係るものとして、協議会の委員報酬について関係条例の改正を行うものでございます。

なお、資料の2ページに参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、議案書①45ページをお開きください。

市議会議案第99号 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例についてでございます。

お手元の保健所準備課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、小児慢性特定疾病審査会に係る事務を実施するため、必要のある事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、組織について、第2条に規定するものです。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

議案書①45ページをごらんください。

第2条の組織につきましては、10人以内の委員をもって組織するものとしております。

また、付則として特別職の報酬に係るものとして、審査会の委員報酬について、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、資料の2ページ以降に参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 続きまして、議案書①の61ページをお開き願います。

市議会議案第105号 水戸市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正内容につきましては、保健福祉部保健センター提出資料により、御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございます。水戸市健康づくり推進協議会の組織を見直すとともに、中核市移行に係る水戸市保健所設置により、水戸市保健センター条例を廃止することに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、裏面の新旧対照表で御説明いたします。

主な改正内容といたしましては、第2条、所掌事項に関する規定の整理を行うものでございます。

また、第3条、組織につきましては、市民を委員に加えるとともに、委員数を20人以内とするものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、3 の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第108号 水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関する条例について、執行部から説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、議案書①75ページをお開き願います。

市議会議案第108号 水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、総合教育研究所提出の資料により、御説明いたします。

まず、資料1の改正理由につきましては、地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、水戸市立小中学校及び義務教育学校に勤務する英語指導助手に対して支給いたします給与及び費用弁償についての特例を定めるため、関係規定の整備を行うものでございます。

なお、会計年度任用職員全般の基本的な事項につきましては、総務部所管で定めることとしております。

主な改正内容につきましては、1点目として、第2条で英語指導助手の基本報酬、2点目として、第3条で赴任及び帰国のための旅行に係る費用弁償について定めるものでございます。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものです。

なお、2ページから3ページに参照条文として、改正前の水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案111号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、議案書①の81ページをお開き願います。

市議会議案第111号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例につきまして、教育部幼児教育課提出の議案第111号参考資料により、御説明いたします。

1の制定理由につきましては、これまで同一の施設の中で、幼稚園、保育所の垣根を越えて、教育・保育を行ってまいりました水戸市立稲荷第一幼稚園、常澄保育所及び内原幼稚園、内原保育所をこれまでの取り組みを継承しつつ、水戸市立常澄認定こども園及び水戸市立内原認定こども園として幼保連携型認定こども園として一体的に運営するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、第1条におきまして、水戸市立幼保連携型認定こども園の設置について、第2条といたしまして、認定こども園の位置及び名称、定員について、第3条といたしまして事業について、第4条といたしまして入園の承諾、第5条といたしまして入園の承諾の取り消し等につきまして、規定をしております。

また、稲荷第一幼稚園及び内原幼稚園の廃止など、幼保連携型認定こども園の設置に伴い改正が必要な関

係規定の整備を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

2ページから6ページには付則において改正を行う関係条例の新旧対照表を、7ページから8ページにか  
けましては、参照条文を添付しておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第115号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、執行  
部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 続きまして、議案書①の89ページをお開き願います。

市議会議案第115号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして、高齢福祉課提  
出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、人生100年時代を迎える中、老人福祉センターという名称を時  
代に沿った名称に変更するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容といたしましては、条例中記載の老人福祉センターの名称部分の改正となっておりますが、  
市内7カ所の老人福祉センター利用者へのアンケート調査などをもとに、水戸市老人福祉センターを、水戸  
市いきいき交流センターと変更するものでございます。

表の下から3行目、水戸市常澄老人福祉センターにつきましては、ほかのセンターと形式を合わせまして、  
常澄の部分後ろにつなげる形として、また、水戸市南部老人福祉センター及び水戸市末広老人福祉セン  
ターにつきましては、名称の南部や末広の部分よりも、愛称でありますふれしあやあじさいのほうが認知度  
も高く、より親しまれていることから、いきいき交流センターふれしあ、いきいき交流センターあじさいと  
するものでございます。

今後は高齢者が生き生きと活動できる施設であることはもとより、高齢者同士だけではなく、多世代間の  
交流につきましても、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、2ページから4ページに新旧対照表、5ページには参照条文を添付してございますので、後ほどお  
目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第116号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に  
関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、議案書①91ページをお開き願います。

市議会議案第116号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の  
一部を改正する条例につきまして、幼児教育課提出の議案第116号参考資料により、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、保護者負担の軽減を図るため、市立幼稚園の入園手数料を廃止するととも  
に、市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページ、3ページの新旧対照表をごらん願います。

第3条におきまして、市立認定こども園の利用者負担金の納付について規定をいたします

第4条を削除し、市立幼稚園の入園手数料を廃止いたしますとともに、第5条、第6条におきまして、認定こども園の設置に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第117号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、議案書①93ページをお開き願います。

市議会議案第117号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、幼児教育課提出の議案第117号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例における関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)につきましては、家庭的保育事業等による保育の提供の終了、いわゆる3歳児の卒園後に際しまして、その受け入れ先となる保育所等を連携施設として、適切に確保することとされておりましたが、連携施設の確保が著しく困難な場合につきましては、これを適用しないことができることといたしまして、その際には、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力者として企業主導型保育施設または認可外保育施設の確保を義務づけるものでございます。

(2)につきましては、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供する場合においても、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることについて、規定するものでございます。

(3)につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきましては、連携施設の確保を不要とすることについて規定するものでございます。

(4)につきましては、連携保育施設を確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に延長することについて規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

2ページから5ページには新旧対照表を、6ページから11ページには参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①139ページをお開きいただきたいと思います。

市議会議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事、2の契約金額につきましては、3億2,945万円でございます。

3の契約の相手方につきましては、葵・大内特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市五軒町2丁目2番7号、株式会社葵建設工業、代表取締役、栗原英則でございます。

構成員は代表者のほか、水戸市東台1丁目10番6号、株式会社大内工務店、代表取締役、大内常男でございます。

次に、詳細につきまして、別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料で御説明いたします。

3の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造2階建て、述べ面積1,659平米の校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策工事、屋上の防水改修工事、建具、内装の改修工事、多目的トイレ、エレベーターの設置工事を行います。

5の契約の相手方でございますが、構成員の出資比率につきましては、代表者の株式会社葵建設工業が70%、構成員の株式会社大内工務店が30%となっております。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに、2ページの配置図をごらんください。

グレーで塗り潰した斜線部分でお示ししている箇所は今回の工事を行う校舎でございます。その右隣に、本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございます。北側の県道からの出入り口につきましては、児童や職員、来客等の動線と、本工事の工事車両の動線を分けておりますが、警備員等の配置や工事車両の進入時間等、学校と十分協議を行いながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページは校舎の現況図でございます。

ページを返していただきまして、4ページは本工事における改修図でございます。

4ページ改修図下段の1階平面図をごらんください。

1階平面図右上に、職員室、校長室がございます。その前の廊下を本工事で一部拡張いたしまして、エレベーターと多目的便所を設置する計画となっております。

続きまして、5ページ、6ページに立面図、7ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書⑦の15ページをお開き願います。

市議会議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について、御説明いたします。

内容につきましては、⑧令和元年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、⑧の10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費，1項社会福祉費，1目社会福祉総務費につきましては，社会福祉事業を初め，ふれあいの館運営管理に要する職員給与費，下段の国民健康保険会計繰出金について，給与改定や人事異動等に伴い，所要額の補正を行うものでございます。

また，3段目の社会福祉経費から，生活困窮者自立支援経費までにつきましては，業務委託費として水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて設定するため，補正で行うものでございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして，2目障害福祉費につきましては，障害者福祉経費からサン・アビリティーズ運営経費まで業務を委託している水戸市社会福祉協議会職員の給与を市職員に準じて改定するため，委託料の補正を行うものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして，12ページ，13ページをお開きください。

3目高齢福祉費につきましては，高齢者生活支援事業経費及び高齢者福祉施設関係経費といたしまして，業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため，所要額の補正を行うものでございます。

また，介護保険会計繰出金につきましても，介護保険事業に要する職員の給与改定や人事異動に伴い，所要額の減額補正を行うものでございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして，4目国民年金費につきましては，給与改定及び人事異動等に伴いまして，国民年金事務に要する職員給与費について，所要額の補正を行うものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして，5目老人ホーム費につきましては，業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため，所要額の補正を行うものでございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 6目医療福祉費につきましては，給与改定及び人事異動等に伴い，医療福祉事務に要する職員給与費について，所要額の補正を行うものでございます。

同じく，7目後期高齢者医療費につきましても，給与改定及び人事異動等に伴い後期高齢者医療会計への繰出金について，所要額の補正を行うものでございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして，14，15ページをお開き願います。

2項児童福祉費，1目児童福祉総務費につきましては，1段目，児童福祉事業に要する職員給与費及び3段目，子ども発達支援センター運営管理に要する職員給与費につきましては，給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また，2段目の児童福祉事務費につきましては，職員の育児休業に伴い臨時職員を雇用したため，所要額の補正を行うものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして，3目保育所費につきましては，保育所入所事務に要する職員及び市立保育所に所属する職員の人事配置に伴う職員給与費の整理によるもの及び臨時職員の賃金等につきまして補正を行うものでございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 続きまして，4目放課後児童費につきましては，放課後児童事務に要する職員給与費につきましては，給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。



○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○小林保健センター所長 続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、保健衛生事業に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、保健衛生事務費につきましては、職員の育児休業等の補充のための臨時職員の雇用に伴い所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○箕輪消防総務課長 続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。

9款1項1目常備消防費につきましては、常備消防に要する職員の給与改定及び人事異動等に伴う職員給与費の整理並びに臨時職員の賃金について、補正を行うものであります。

以上でございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、教育費を御説明いたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局に所属する職員の給与改定及び人事配置に伴う職員給与費の整理並びに臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。

6目総合教育研究所費につきましては、総合教育研究所運営管理に要する職員給与費につきまして、及び派遣指導主事給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○鎮目学校管理課長 続きまして、第2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、小学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、中学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、30、31ページをお開き願います。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、市立幼稚園に所属する職員の人事配置に伴う職員給与の整理によるもの及び臨時職員の賃金等につきまして補正を行うものでございます。

○松本中央図書館長 続きまして、5項社会教育費、2目図書館費につきましては、図書館運営管理に要する職員の給与改定及び人事配置に伴う整理によるもの、また、臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、博物館運営管理に要する職員の給与改定や人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○野澤生涯学習課長 続きまして、5目少年自然の家費につきましては、少年自然の家の運営管理に要する職員の給与改定や人事異動に伴う所要額の補正を行うものでございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、職員給与費について、職員の給与改定や人事異動費による所要額の補正を行うものでございます。

○野澤生涯学習課長 続きまして、32、33ページをお開き願います。

7目もと好文カレッジ費につきましては、もと好文カレッジの運営管理に要する職員の給与改定や、人事異動に伴う所要額の補正を行うものでございます。

○大和学校保健給食課長 続きまして、6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、学校給食共同調理場運営管理に要する職員給与費につきまして給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

また、学校給食共同調理場運営経費につきましては、臨時職員の賃金等の補正を行うものでございます。

議案第133号の補正予算の説明につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第134号 令和元年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書⑦の19ページをお開き願います。

市議会議案第134号 令和元年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額を328万円減額し、予算総額をそれぞれ233億8,372万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑧令和元年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑧の42、43ページをお開き願います。

初めに、歳入についてでございますが、5款1項1目一般会計繰入金につきましては、その他繰入金について、所要額の補正を行うものでございます。

次に、44、45ページをごらん願います。

歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費のうち、説明欄の1段目、一般管理事業に要する職員給与費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

2段目、一般事務費につきましては、職員の育児休業に伴い、臨時職員を1名雇用したため、所要額の補正を行うものでございます。

2項1目徴税総務費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第137号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書の⑦に戻っていただきまして、⑦の25ページをお開き願います。

市議会議案第137号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険事業に要する職員の給与改定及び人事異動等に伴う補正措置でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ565万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

232億2,234万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、議案書⑧をお願いいたします。議案書⑧令和元年度補正予算に関する説明書の68,69ページをお願いいたします。

まず、歳入におけます7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入額のうち、介護保険事業に要します職員の給与改定及び人事異動等に伴う所要額を減額補正するものでございます。

次に、9款3項4目雑入につきましても、同様の趣旨により、社会保険掛金の増額補正でございます。

ページを返していただきまして、70ページ、71ページをお開き願います。

歳出におけます1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険課職員につきまして、また、3款2項1目一般介護予防事業費及び3款3項1目包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員についての給与改定等に伴う所要の補正のほか、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改正するため補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第138号 令和元年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書⑦の27ページをお開き願います。

市議会議案第138号 令和元年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

後期高齢者医療会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額を150万9,000円減額し、予算総額をそれぞれ34億749万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑧令和元年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑧の78,79ページをお開き願います。

まず初めに、歳入についてであります。3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れであります事務費繰入金について、所要額の補正を行うものでございます。

次に、歳出についてでございます。1款1項1目一般管理費につきましては、給与改定及び人事異動に伴いまして、後期高齢者医療事務に要する職員給与費について所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から説明願います。

箕輪消防総務課長。

○箕輪消防総務課長 それでは、議案書①の145ページをお開き願います。

報告第95号 専決処分について御説明いたします。

内容につきましては、議案書④令和元年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、議案書④の8ページ、9ページをお開きください。

中段の11款災害復旧費、3項消防施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費につきましては、今回の台

風19号に伴い被災した北消防署飯富出張所庁舎及び倉庫兼訓練棟の復旧費としまして、1億円の補正を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第100号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の165ページをお開き願います。

報告第100号 専決処分について御説明いたします。

地方税法第179条第1項の規定に基づき、令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例につきまして、166、167ページのとおり、処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の制定の理由は、令和元年台風第19号による災害により被災した被保険者の負担軽減を図るため、令和元年度分の国民健康保険税の減免を実施するため、必要な事項を定めたものでございます。

2の制定内容でございますが、初めに、第2条関係のうち、(1)の減免の対象でございますけれども、令和元年度分の保険税のうち、令和元年10月12日以後の納期に係る保険税額を対象といたします。ただし、年金からの特別徴収による保険税につきましては、令和元年10月12日以後において徴収すべき保険税額とするものでございます。

次に、(2)の保険税の減免といたしまして、減免の対象者と減免割合等についてでございますが、①の災害により次に該当することとなった場合といたしまして、生計維持者が死亡、重篤な疾病または行方不明となった場合には、対象税額の全部を免除、生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合につきましては、当該行方不明者に係る10月12日以後の税額の全部を免除いたします。

②の生計維持者が居住する住宅について、損害を受けた場合につきましては、損害の程度が全壊の場合には、対象税額の全部を免除、大規模半壊または半壊の場合には、対象税額の2分の1の額を減額いたします。

③の生計維持者の農業、営業、不動産、不動産収入、または、給与収入などの事業収入等について減少が見込まれる場合には、以下の要件に該当する場合に米印に記載の方法により算出した減免対象税額に減免割合を乗じた額を減免いたします。

主な要件といたしましては、災害により10月から12月の事業収入の減少見込み額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を控除した額）が平成30年の事業収入等の10分の3以上であること、（イ）といたしまして、平成30年の合計所得金額が1,000万円以下であること、（ウ）といたしまして、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成30年の所得の合計額が400万円以下であることでございます。

ページを返していただきまして、減免の割合につきましては、事業収入等の減額の事由が災害により、事業等の廃止または失業による場合には減免対象税額の全部を免除、事業活動等は継続しているものの、災害によりまして、10月から12月の事業収入等が減額となる場合につきましては、平成30年の合計所得金

額に応じて、減免対象税額の全部から10分の2の割合で減免するものでございます。

第3条関係の(3)損害の程度の判定につきましては、全壊、大規模半壊、半壊、などの居宅の損害の程度は政府が策定いたしました損害に係る住家の被害認定基準運用指針等に従い、調査した結果、罹災証明書に記載されております罹災程度の区分等をもとに判定いたします。

具体的には、居宅の浸水の程度が床上1.8メートル以上の場合には全壊、床上1メートル以上1.8メートル未満の場合には大規模半壊、床上1メートル未満の場合には半壊、床上まで達していない場合には一部損壊等となるものでございます。

第4条関係の(4)申請期限は令和2年3月31日とし、原則として、申請が必要であることを定めたものでございます。

3の施行期日は令和元年10月30日の公布の日としております。

3ページに参考といたしまして、参照条文を記載しておりますのでお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第101号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の169ページをお開きください。

報告第101号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年台風第19号による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例につきまして、次のページにございます別紙のとおり令和元年10月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により、御説明いたします。

報告第101号参考資料をごらんください。

初めに、1、制定理由につきましては、令和元年台風第19号により被災した第1号被保険者の平成31年度（令和元年度分）の介護保険料を減免するに当たり、減免の申請の特例について、制定をしたものでございます。

次に、2の制定内容につきましては、(1)申請手続の特例としまして、減免の申請が困難で、かつ、介護保険料を減免すべきことが明らかなきときは、減免の申請を省略するものでございます。

また、(2)申請期限の特例につきましては、減免の申請期限を令和2年3月31日まで延長いたしてございます。

次に、3、施行期日につきましては、公布の日でございます令和元年10月30日でございます。

なお、参考としまして、2ページに国の通知に基づきます減免の対象となる保険料及び減免の基準の概要を、また、3ページには、参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第102号 専決処分について（令和元年台風第19号等による被災者に対する災害見舞金の特例に関する条例）について執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 続きまして、171ページをお開き願います。

報告第102号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年台風第19号等による被災者に対する災害見舞金の特例に関する条例について、172ページのとおり、令和元年11月1日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

制定の内容につきましては、保健福祉部福祉総務課提出の参考資料により御説明いたします。

制定理由につきましては、9月9日の台風第15号、10月12日から13日の台風第19号及び10月25日の大雨災害による被害の甚大さに鑑み、被災者に対して、水戸市災害見舞金等に関する条例で定める災害見舞金額を増額して支給するため、専決処分により特例を制定したものでございます。

制定内容につきましては、見舞金の額として1世帯当たり全壊の場合7万円だったものを10万円、半壊の場合3万円だったものを5万円に増額したものでございます。

適用期日は令和元年9月9日としたものでございます。

2ページに参照条文を掲載しております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第84号 元気な明日を目指す健康都市宣言について、質疑のある方は、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 いただきました参考資料で1つだけお聞きします。

元気な明日を目指す健康都市宣言について、特に異論はないんですけども、この趣旨の中で、宣言にも入っていますが、心身ともに健康であることが基本になります、心も体も健康であるべきというようなことで、当たり前と言えば、当たり前かもしれないんですけども、今の時代、心を病んでいる人も、病気の人もあるわけですし、本会議で松本議員も質問していましたけれども、認知症の方もおられる。どんな人でも、生き生き元気に暮らせる水戸というのを目指すべきだと思うし、あと、私のように、スポーツ、体育会系の間もいれば、運動、スポーツが嫌いという人もいます。さまざまな人がいて、そういう多様性を認め合いながら、生き生き元気な水戸市を目指すというのなら、すごく納得できたんですけど、殊さら、この健康というところにこだわった理由はどういうことなのか、教えてください。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

健康というのは、心身ともに健康であることということで、体も心も健康であるということをお願いして、ということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 いや、それは私も言ったんですけども、だから、別に反対するわけではないんですけども、今の時代にちょっと合っていないんじゃないかなと、健康であるべきと、市民に押しつけるようなことはない

と思うんですけれども、そういう感じを受け、心を病んでいる人や、健康になりたくてもなれない人を取り残すようなことのないように、どんな人でも、生き生き暮らせる水戸、多様性を認め合って、元気になれる水戸を目指していただきたいと思います。

○鈴木委員長 御要望でよろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 私も特に異論はないんですけれども、今土田委員が言ってくれた、いろんな方々の健康、ノーマライゼーションの観点とか、あと、何と言っても、増大する扶助費の抑制という観点からも、市民の方に健康になってもらうということは大変重要なことだと思うんですけれども、これを見る限り、今、おっしゃったように、当たり前のことを言っているかと思うし、はっきり言っても既にやっているような感じも見受けられるんですね。

せっかく都市宣言をするんですから、ぜひ、その成果を求めていきたいと思うんですけれども、最近、例えば、そういった健康都市宣言をしているかどうかかわかんないですけど、健康都市として、先行しているのが、よく長野のある町が女性が長寿世界一でしたっけ、日本一でしたっけ、そういった話ですとか、あと、山間地でちょっと塩分の摂取量が高い、そういったまちが、それを軽減させる、市民の健康のそういった数値を下げるために、さまざまな施策を行って、それを下げたと、こちら辺はその目標設定を定めてたりですとか、あとは、その町かどうかは違うかもしれませんが、そういったことに成功すると、ポイントを付与するとか、結構そういったことをやっている健康づくりの町が多いんですね。

この宣言都市のあれを見ると、これから、この宣言都市を機に各種イベントやセミナー等を開催し云々かんぬんと書いてあるんですけど、これ、既にやっているんじゃないですか、水戸市って。

これをやることによって、何かそういった今言った違いか何かというのは、これは何か想定しているんですか。いわゆる市民にどうインセンティブを与えていくんですかという話なんですけど。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

都市宣言の実現に向けましては、市民みずからの健康維持増進するために、7つの取り組みを定めてございます。

まず1つ目は自分の体力に応じた運動やスポーツに取り組むこと、2つ目、地元食材を取り入れたバランスのよい食事をとること、3つ目、定期的な健康診断の受診、4つ目、丁寧な歯磨きと定期的な歯科検診の受診、5点目、禁煙や適度な飲酒量を心がけること、6つ目、積極的に生きがいを見つけること、7つ目、十分な睡眠とストレスの解消に努め、心にゆとりのある生活を送ること、以上7つの取り組みを市で触れまして、このような市民の取り組みに関して、支援をするための関係施策を進めていくということで、具体的な目標数値は定めてございませんが、この宣言に当たりまして、7つの取り組みを内部で定めているところでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 今、その7つの云々かんぬんと聞いたんですけれども、どちらかと言うと、今までやっぱりやっていることを改めて明文化したような感じに見受けられるんですけれども、せめて、目標数値がないにしても、やっぱり、本当に健康になってもらうというその行政としての意思を出していくためには、何かしら市民に本当にそのインセンティブを与えていったほうが、より市民もそういったものに取り組みやすいのかなという、いわゆるそういった仕掛けづくりというんですか、そのポイントを寄附することなのか、それとも、違う何かサービスを受けられるとか、やっぱりそういった一種の誘導策ですよ。健康になるための誘導策というのはもうちょっと知恵を出して、考えていただけたらと思うし、これ、4月からでしょうから、ぜひそれまで時間がありますので、そこら辺をぜひ、今後政策のあれを期待したいと思います。

私からは以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第84号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第90号 水戸市民生委員定数条例でございますが、議案第91号 水戸市社会福祉審議会条例、議案第92号 水戸市保健所条例、議案第93号 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例、議案第94号 水戸市理容師法施行条例、議案第95号 水戸市美容師法施行条例、議案第96号 水戸市化製場等に関する法律施行条例、議案第97号 水戸市旅館業法施行条例、議案第98号 水戸市感染症診査協議会条例、議案第99号 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例及び、議案第105号 水戸市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例につきましても、中核市移行に係る議案でございますので、議案の説明と同様にこれらの議案を一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第90号ないし議案第105号の11件について、質疑のある方は発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 議案第90号と議案第105号について、御質問させていただきます。

議案第90号 水戸市民生委員定数条例なんですけれども、中核市に伴いまして、9名増ということになっております。単身世帯及び高齢者の2人世帯などが多くなっているところには、ここにあるおりに、民生委員さんの数をふやして9名になったということなんですけれども、これからもますます単身世帯や65歳以上の高齢者家庭、または、シングルマザーの家庭とか、さまざまな世帯がふえてくるとされるんですけれども、実際、これで、この433名の9名増でやってみて、これでもし、少ないということがあった場合には、また、その都度、委員会などで相談をしながら、この条例の人数をふやしたりということも検討しているのかどうか、ということと、議案第105号については、健康づくり推進協議会なんですけど、30名だったところを20名にするって書いてあるんですけれども、実際、どういう理由で30名から20名になったのかなというところについて、お伺いいたします。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問の民生委員に関する御質問にお答えいたします。



民生委員の任期は3年に1度ということで、今年の12月1日が一斉改選でございまして、この後、3年後にまた一斉改選が行われると、そのときは、中核市である水戸市が独自に、市の実情などを検討しながら、現在の433名になった定数が妥当なのか、再度検討した上で定数の見直しも考慮したいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 では、これ、施行期日が令和2年4月1日なんですけれども、12月に改選があったので、今度、433人にするというのは3年後ということですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 申しわけありません。

12月1日現在の定数につきましては、茨城県の民生委員の定数条例で433名ということで、今回の一斉改選で、県のほうで条例改正をしております。

中核市移行に当たりましては、そのまま県の条例を継承する形で4月以降433名ということを継承するものでございます。

[「変わらないということでしょう。そのままスライドしたということでしょう。途中でそうなっちゃうから。だから、次やるとしたら、3年後だっていうことですよね」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ、民生委員の条例が変わるのって、4月1日だよ。そうだよ。水戸市は4月1日から中核市でしょう。そうすると、逆に言うと、今後藤委員の質問の中で要するに中核市になってから変えるよというのは3年後だと、それは、3年後の見直しの話をしているだけで、4月1日から、433名というのは、例えば水戸市の考え方で、450名になることだって可能である。そうでしょう。だから、答弁と今聞いている内容は違うんだよ。

今聞いているのは、要するに、433名となっているけれども、中核市になったんだから、もう少し緩和策があったり、ふやしたり、減らしたりというのは独自でできるんじゃないですかということを聞いてたと思うんだよ、僕はそう聞いたんだけど。

今の説明は、県が言ってるから、433名で見直しは3年後しかやらないよと、こういう説明だよ。

そうすると、中核市に伴って条例改正するって提案しておいて、それって意味が違うと思わない。

[発言する者あり]

○袴塚委員 これまでの民生委員の数というのは、433名マイナス9名だから、424名だよ。今ね。

それが、中核市に伴って変えますよということを提案しているわけだ。この数字というのは、中核市になってからの民生委員の数なので、これって水戸市の考え方で変わるんじゃないですかって、思うんだけど。

だって、4月1日から定数を変えんってんでしょ、これ。今提案しているのは、で、4月1日から定数を変えんってことは、4月1日以降は中核市になっちゃう。だから、この定数は変えますよという提案をしているわけだ。すると、4月1日からの民生委員の数というのは、水戸市が論議した中で、こういう人

数でやってきますよという考え方ができないのか、できるのか。問題は。

できないとすれば、4月1日から中核市になるんだけれども、その前の審査をしなくちゃならないから、そこは県からの通達というか、そういうものを勘案しなくちゃならないんだという答弁だったらば、わからなくはないんだけれども、選考委員会とか、何かがあるから。

だけれども、4月1日から定数が変わりますよ。4月1日からは、水戸市が中核市になるんですよという説明だけだと、今の説明ではちょっとおかしくなるんじゃないですかという話になっちゃうけど、その辺はどっちなの。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 今回の条例につきましては、民生委員の定数を定めるということでございまして、今回、ちょうど12月1日に一斉改選がございまして、厚生労働大臣の委嘱が3年に一度ということでございまして、12月1日の一斉改選に伴いまして、茨城県と協議いたしまして、424名だったものを、来年4月の中核市移行を見据えまして、9名ふやして県の条例のほうで433名にさせていただいた上で、新たに中核市になったときに、4月1日から433名を水戸市の定数とするということで、今回条例の案を提案したものでございます。

○鈴木委員長 今回の質問の中でこの水戸市が中核市になった後も、改選のときしか——しかというか、3年後ということで、改選、それもそのまま条例の中に入るような形になるんですかね。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 民生委員につきましては、厚生労働大臣の委嘱ということで、任期が3年に1度ということになってございますので、改選時期に合わせて定数の見直しを行うと。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ということは、総合するとこういうこと。要するに、今、433名になっているのは、県から指導があつて、水戸市の改選時期というのは民生委員の改選時期でいつですか。4月1日なんですか、それとも、その前なんですか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 改選については、全国一斉で12月1日でございます。

○袴塚委員 そうすると、12月1日から改選になるのね。要するに。任期が3年になるわけね。だから、水戸市は今、中核市じゃないから、県が定めた433名で水戸市独自の考え方ではできないんだという説明をしているわけ、そういうこと。そうだよ。要するに、今定数を決めているのは、条例定数だから、4月1日から条例で水戸市は変えるよと、しかしながら、今、433名にしたのは県からの定数の変更もあつたんで、433名でいきますけれども、その任期は12月1日からの任期なんで、3年後しか見直しができないんだと、こういう説明をしているということね。ああ、そう。

わかりました。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 今、後藤委員、袴塚委員のほうからありましたけれども、その前の424名というのは、県からの今までの示された定数だと、今度は、9名乗せて、433名ということなんでしょう。

それを、今度の中核市に伴い条例として、水戸市は433名とするということなんでしょう。だから、こ

れまでは、424名というのが定数だったの、これ。定数は433名だったんだけど、定員に満たなかったということなのか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 県の条例でこれまでは424名という条例定数だったんですけども、12月1日の一斉改選に伴って、県の条例で433名となったもので、それが4月に433名という定数で水戸市は条例を定めるというものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 わかりました。

じゃあ、433名というのは、3年後の改選のときには、この変更というか、数字を変えることはできるけれども、今回の中核市に伴っては、433名というのを示されたわけですね。

○袴塚委員 4月1日からだから、中核市は。

任期は12月31日だから、その時点ではもう水戸市の思うようにはならないよと。

県に足腰縛られちゃって動けないということ。

○田口委員 関連で後藤委員の続きということで、この民生委員に関しては先ほど424名だったと、まず、お伺いしますが、424人の定員を満たしていたのかどうか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問ですけれども、今回の一斉改選によりまして、欠員が5名生じている状況にございます。

地区につきましては、常磐が1名、石川が1名、渡里が1名、常澄地区が2名という内訳となっています。以上です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 424名に対して、5名ですね。

433名に対して、今度の、になるわけですね。

いずれにしても、以前から、この民生委員になられる方ということで、非常に各地区で御苦労なされているという話はお聞きしておりましたけれども、この75歳というのを、何か中核市になると市独自の考えを持って変更できるということを言われましたよね。

この75歳ということがネックになっているような気がしますか。この各地区から出ないという、出られないという、今までやられた方が、75歳ではもう自動的にやめなくちゃならないということなのでね。

だから、今後その75歳ということについては、どのような考え方を持っていますか。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 年齢の75歳未満というのは、県のほうの適格要件ということで、県が決めているものでございます。

ただ、適任者がいないとか、後任が見つからないとか、そういった場合には、その75歳でも再任は認められるケースがございまして、今回は、75歳以上の方が13名いらっしゃいました。

ただ、その一定の75歳という年齢の節目がありますので、その今やられている方が一応75歳をめどに

退職したいよという地区が多くございました。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それぞれ75歳で切っているのかなと思ったら、そこら辺は流動的にやっているという、それは認められていることなんですね。

で、最後に、なかなかこの推薦というか、この各地区から民生委員の推薦というのが、各地区それぞれの形でやられているんですか。水戸市で推薦をこんな形で受けるというかな。それだけちょっと。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 民生委員の推薦につきましては、市の推薦会と各地区の推薦会がございまして、市の推薦会で各地区の推薦会の委員を委嘱いたします。各地区の推薦会の構成といたしましては、自治会組織、高齢者クラブ、女性会、あとは、学校関係、子ども会関係というような形で、市内14地区におきまして、同じ構成、組織の構成メンバーを共通として、それぞれの地区で、地区の推薦会を組織いたしまして、その中で、候補者を選出して、市のほうに推薦いただくというような状況でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 関連で、すみません、今回、民生委員で基準定数があるじゃないですか、見ると平均して、その基準定数の枠内の中間数から、どっちかっていうと、少ないほうの数に定数として定めているかなと思うんですけど、その中で、新荘地区と北部地区だけ、定数以上の人員を配置しているということは、これはあれですよ、やっぱり地域の実情に応じてということ、ふえているんですね。

それっていうのは、この地区は独居の方が多いということ——どういう意味なのか、この数字の意味は。教えてください。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 基準定数に対しまして、民生委員の定数が多い理由でございますけれども、ひとり暮らしの高齢者が増加して、民生委員さんの見守りが必要だと、あと、例えば、北部地区であれば、その地区のエリアが広く、1人の民生委員さんが見守る世帯が。

○木本委員 広域になっているから。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 広いエリアになってしまうということで、定数をふやしているというような事情がございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 了解。そうすると、割と平均してたりですとか、あとはその独居の数を見ると、大体ならずとこうなってくるということですね。平等性を考えた上で。わかりました。結構、新荘地区は多いんですか。こんなこと聞いたらあれですけど、その独居の方が、今言った説明のとおり。何かこれ、理由があるんですかね。やたら、新荘地区だけ多いなという、民生委員の配置の数が。それだけ要望が、地域からあったということではなくてですか。

〔「高齢化率が高いのと、それから、本当に独居が多い」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 多いということですか、やっぱり、新荘地区は。地域の実情がまさにこれだということですか。

それ、何でなんですかね。

〔「若い人がおらん」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 新莊地区は若い人に魅力がないのか。わかりました。

今日、結構、そこが大事なポイントでして、なぜそこにそういった現象があるのかというのは、やっぱりぜひ、分析していただいて、今後の定員策に生かしていただけたらと思います。

私からは以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 民生委員児童委員になり手が無いという話が先ほど田口委員、それから、木本委員から出ておりましたけれども、この75歳というのが、県が言っていることで、弾力的に運用しているよという、今、お話をいただきました。

新莊の中でもそういう方がおいでになるので、それはそれでいいんですけども、要はそのやめる原因が何なのかということになると、75歳になったのでとみんな言うんだよ、要は。元気な人も、もう75歳になったから、もう定年だからって、こう言うわけよ。

そうすると、周りの人も、75歳過ぎていのに、何でやってるのみたいな雰囲気はどうもある、地域の中で。

だから、この75歳というのはその1つの目標、区切りかもわからないけれども、やっぱりこれにこだわらない、とらわれないと、だから、元気な人は、75歳過ぎててもやっていただくんだよみたいな指針を早目に出さないと、元気な人も、もう75歳になったから、定年だからって、それで、ずっとやめられちゃう、理由にして。

一生懸命やっていると、やっぱり疲れるんですよ。夜中だって、相談されたり、もう奥さんが民生委員やっていると、俺んちの母ちゃんが民生委員にとられるって言って、俺、ひとり暮らしだよなんて、そういうことを言うぐらいやっぱり民生委員さんの仕事って、夜中とか、いろんな相談があって、きつい、そういうふうには思っています。

ですから、ぜひ、その民生委員さんの選択については、やっぱりそういうところを勘案して、そして、早く、やっぱり、元気な人には、あんたぐらいのお年になっても続けていただくと、そういうふうな雰囲気をやっぱりつくっていく、もしくはそういう指針を——これは4月から中核市なんですから、中核市になった段階で、少なくともそういう指針をお出しになるとか、考え方を整理するとか、そういうことをしていただかないと。民生委員児童委員がふえれば、間違いなくいいんですけども、しかし、そのなり手を探すところについては、やっぱりそういう努力をしていただかないと、厳しいのかな。意見だけ言っておきます。

○鈴木委員長 では、先ほどの議案第105号について、小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 後藤委員の御質問についてお答えいたします。

委員数につきましては、現在の協議会の委員数が20名であるということ、それから、今後も所掌事項に関しまして、大きな変更を認めないこと、それから、水戸市附属機関の設置及び運営に関する指針におきまして、委員数は必要最少限にとどめるものとし、20人以内とすることとされていることから、見直しをか

けたものでございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

という、ここには30人以上と書いてあったんですけども、実際は、20人で構成していて、全くもって問題がなかったという、そういうことなんです。

○鈴木委員長 議案第105号について、ほかにございましたら。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 午後に回させていただいてもよろしいでしょうか。1度切らせていただいて。

〔「午後やるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 午後からやる予定なんです、時間的に。

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時 0分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、引き続き質疑を行います。

議案第90号ないし議案第105号の11件について、一括して質疑を行うことを決定し、議案第90号及び議案第105号の質疑は終了したところでございますが、効率的に議事を進めるため、残りの9件につきましては、個別に質疑を行ってまいりますので、御了承願います。

それでは、議案第91号 水戸市社会福祉審議会条例について、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第91号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第92号 水戸市保健所条例について、質疑のある方発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第92号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第93号 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例について、質疑のある方発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第93号につきまして、幾つか質問をさせていただきます。

まず、この中核市になるということで、動物行政が県から水戸におりてくるということで、残念ながら、全国的にも殺処分が多く、動物行政がおくれている茨城県から、水戸に来ることで、水戸で独自にしっかりと先進都市に学びながら、水戸でまずそういった動物愛護の醸成、殺処分ゼロ等と、目指していけるのではないかと市民の期待も大きい行政になると思います。

そこで、動物愛護条例が出たということで、読ませていただきましたけれども、まず1点は、こうした市民感覚からいって、殺処分ゼロを目指していく動物愛護の先進市になっていくといった気概を持って進めてほしいというお願いを以前からしておりますが、見た限り、残念ながら、先進的な条例というよりは、県の

条例をそのまま引っ張ってきちゃったみたいな感じなんで、ちょっと残念に思います。

その点で、例えば、平成30年に同じように中核市に移行した川口市などでは、今の時代に合った動物との共生社会、あるいは、殺処分を極力回避していくために、市と市民と、各団体が協力していくみたいな、理念が書き込まれていて、目指す形というか、目指すところがはっきりと見えているような条例をつくっていらっしやいます。

29年の三郷市などでも、動物の命の尊厳を守るべきものであるということを理解した上で、連携するとか、そういった基本理念が書き込まれていて、目指す形が見えているということが新しい条例の特徴です。

茨城県の場合は、昭和54年につくられた条例で、その当時は狂犬病予防法に基づいて放浪している犬は集めて殺しちゃうという時代の中でつくられた条例と、今、動物愛護法とかができて、動物に対する意識が変わってきて、法律の流れも変わってくる中で、今、ここで中核市として名乗りを上げる条例としてはちょっと、残念な感じがしてしまっしょうがないんですが、まず1点目は、水戸市がこれから目指す動物行政の基本的な理念というのが、この条例の中に余り書き込まれなかったのはなぜなのでしょう。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの土田委員さんの御質問にお答えいたします。

今回の水戸市動物の愛護及び管理に関する条例につきましては、主に管理的な要素の部分が強い条例ということで、大もとの国の法律といたしまして、同じ、動物の保護及び管理に関する法律がございます。これまでは本市の部分につきましても、県のほうの動物の保護及び管理に関する条例というところで、今まで行われてきた事務的な部分が、管理の規定等の部分はその条例でやってこられた。

それ以外に、県のほうの議員提案の条例として、犬猫殺処分ゼロを目指す条例というものがございました。それは、今後も、水戸市のほうも適用されるというところで、その部分は引き続き、その目的等が引き継がれるというふうになります。

今回県のほうの動物の愛護及び管理に関する条例については、適用除外ということで水戸市の部分が外される条例が県のほうで出されています。そうした部分の整理をする意味でこの条例の策定を行ってきたところ です。

その中で特に今後、猫に対する対応ですとか、そういった部分については、これまで犬ですと、狂犬病予防法に基づいて登録ですとか、鑑札の装着義務などがございましたが、そういった部分、猫についてはございませんので、そういった項目を入れたりということで、そういう管理の部分を中心に制定している条例となっています。

今後、その事業に関しましては、また、殺処分に対しての考え方というのは、基本的に、実際に、愛護、命を大切にする考え方ですとか、飼い主に対しての啓発、そういったことが必要になってくると思いますし、あわせて、実際に、迷い犬とか、そういったものについては、できるだけ、早期に飼い主等に返還する機会を設け、それから、可能な限り譲渡できるような環境づくりというのが、特に大事になってくると思いますので、それは、動物愛護センターの運営、事業等、これから、整理していく中で、特に、民間の事業者さんですとか、市民ボランティアさんなんかの協力、また、市の獣医師会の方の協力なんかを得ながら、事業としてこれから、お出ししていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 御答弁ありがとうございます。

まずは、その愛護、管理について定めることになった条例だというふうに理解すればいいんですね。

そうすると、この中身、条文について、二、三お聞きします。

まず、第12条の動物が人の生命、身体もしくは財産に危害を加えたとき、または加えるおそれがあると認めるときは、動物の所有者等に対し、次の各号に掲げる——措置命令のところですね、この中に、(1)——(2)(3)(4)はわかるんですけども、(1)殺処分することというのが、書いてあります。

この点について御説明いただきたいのと、そもそも、飼い主が動物を殺処分していいのかどうか、その辺は法律では認められていないと思うんですけども、どういった意味で書かれているのかって、私、ほかの条例を幾つか見たんですが、古い条例には入っているところもありますが、最近は殺処分することっていう言葉も時代に合わないというか、これからできる限り殺さずに譲渡なり、返還なりに努力して、動物と共生していこうという時代に入ってるわけで、ここに、この言葉っていうのはなかなか衝撃的なんですけれども、御説明をお願いします。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この第12条第1項の第1号の部分の殺処分についての御質問というふうに承ったんですが、この部分につきましては、制定する段階で、内容については県と同様のものということで、規定をしております。

この規定を設けるに当たって、県のほうと調整する段階で、基本的にこのケースというのが、狂犬病とかが発生した場合に、それに感染した犬猫等を人への蔓延を防止する措置として殺処分することを設けているというようなお話を聞いておりますので、そういった特定されたケースということで、今まで実際にこれが処分を行われたケースというのではないらしいんですけども、そういうことも想定した上での規定ということでしたので、市のほうにも、そのまま載せさせていただいております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、今、おっしゃられたように、狂犬病等が発生した場合の予防的な条文ということですか。

もう一点確認したいのが、その殺処分することっていうのはこれ、飼い主にさせるということですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 実際のところ、これに対応したケースというのがないので、どういう想定になるかというふうにはちょっとわからない部分があるんですけども、全体の処分の方法としては、麻酔薬等で処分することになるので、この所有者に対しての命じるというところで、その殺処分の仕方については、多分、要相談という形になると思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、今、いわゆる行政の殺処分とは違うということで理解していいわけですね。わかりました。

もう一点、第13条第2項、公示期間が4日間と書かれております。



これ、4日間にした理由。結局、いなくなっちゃった犬が、いなくなっちゃった、探そうといって4日間  
で公示が切れたんでは、見つけ切れないということで、茨城県でも、もう既に、1週間とプラス土日ぐらい、  
長くしているわけなんですけれども、水戸でこれ、4日に定めた理由は何でしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この第13条の規定の公示期間につきましては、あくまでも、その下については、処分しないということ  
の目安の期間というふうに考えておりました、現在の県条例のほうも、これは4日間というふうに明記され  
ております。他市の、中核市の条例なども参考にいたしまして、この4日ということで、決めております。

これが過ぎたからといって、すぐ処分するということではないというふうに御理解いただきたいと思いま  
す。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 多分そのとおりで、県の昭和54年の古い条文に倣ってしまったのかなって私も思いますが、  
これ、4日を1週間にしたからって、あれってことではないんで、極力、返還、譲渡を進めていくような運  
用をしていただきたいということを要望します。

もう一点、最後になりますけれども、これまで水戸市から、県の動物指導センターに年間どのぐらいの動  
物が送られていたのか、教えていただけますか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 実際に水戸市から送られたというケース、カウントはしていないので、水戸市内の  
圏域で収容されたとか、そういったものの頭数としましては、平成30年度の犬の頭数としては、61頭と  
いうふうに報告はいただいております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

それで、結局、茨城県は残念ながら、殺処分がなかなか減らない県ということで、県の指導センターに  
行ってしまえば殺されてしまうみたいなイメージで市民も、県民も思っています。

そんな中で水戸市で市内の動物を管理していくというか、できるようになるわけですから、今まで水戸市  
から県に送っちゃっていたというか、水戸市から行っちゃっていた61頭を殺すことなく、返還、譲渡を積  
み重ねて、殺処分ゼロを目指していくことに力を注いでいただきたいと思うんですけれども、川口市  
でも、この条例の中に、引き取った犬猫に関し、殺処分を回避するために、必要な措置を講ずるよう努め  
るのは市の責務というふうに書かれています。

実際にこれから、中核市となって、それこそ、市の責務となっていくことなんですけれども、県の収容さ  
れている犬——私も指導センターは何回か見に行かせていただいておりますけれども、ほとんどが飼い主、  
もともと飼われていた犬が、迷子になった、捨てられた、そういう犬だったりして、法律ではそもそも、飼  
い主に終生飼養の義務があるわけで、その犬にきちんと、飼い主がわかるものがついていれば、その飼い主  
に戻せるし、その飼い主に責任をとらせることができるのにもかかわらず、残念ながら、茨城県で収容され  
てくる犬には、飼い主が特定できない。首輪はつけているけれども、鑑札がない、注射済み証がないという

ことで、不明の犬としてどんどん殺されてしまうわけですね。飼い主のところに届かずに。

その点で、この登録、犬にきちんと所在、名札なり、飼い主がわかるものを必ずつけるようにという義務づけみたいところを強化していかないと、入ってくる犬を減らすことができなくなるわけですよ。

その辺の市として強化していくみたいなのは条例には書き込めなかったんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

犬の登録、それから、鑑札の装着につきましては、狂犬病予防法にもしっかりと義務づけとして規定されているものでございますので、あえて本市の条例の中に規定を設けるということはしてございません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 はい、わかりました。

そこが一番ポイントになるかなと思うので、今後、動物行政を進めていく中で、その判別、犬の飼い主がはっきりとわかる、今、マイクロチップとかも、装着義務がつけられてますけれども、放浪していつかまえた犬がどこの誰その犬だとわかれば、返すなり、責任をとらせるなりできるわけですから、そこを徹底していくということをまず頑張っていたきたいということをお願いすると、この殺処分をしないためには、とにかく迷っている犬だったら、飼い主に返す。飼い主が見つからない犬、不明の犬であっても、いろいろな形で譲渡、新たに迎えてくれる家族に譲渡を進めていくということで、各自治体は苦労しながら頑張っているわけです。

そんな中で、県単位ではまあまあ範囲が広くて難しいながらも、市町村の単位、市の単位、あるいは中核市、政令市、こういった単位で、その中で殺処분을回避することができている自治体も次々生まれているので、その辺の先進事例にもついていくというか、それを抜いて水戸市が先進市になってほしいというのが本当に願うことなんですけど、そのためには、譲渡を進めていくといっても、なかなか譲渡につながらない犬猫もいるわけですね。そういう犬猫を殺処分しないためには、ある程度の期間、センターで飼養しなきゃいけない、飼養する必要も出てくるわけで、それにはやっぱりお金がかかる。ということだと思うんです。

それで、幾つかの自治体でやっていますけれども、この動物愛護センターで殺処分ゼロを目指していくために、かかる費用、収容犬の飼養費だとか、医療費だとか、そういったことに特化したようなふるさと納税というか、犬猫基金というか、そういうのも創設していく必要があると思うんですけど、その辺も含めて、ぜひ、水戸から先進的な殺処分ゼロ、動物愛護先進市を目指していただきたいという要望で質問を終わります。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 市民が大変注目している、そういった条例だと思うんですけど、まずもって、基本的なことから聞きますけど、これ、4月1日から施行ということで、施設自体は4月1日に間に合うんですか。4月1日にオープンということでよろしいですか。わかりました。ありがとうございました。

いろいろここに条文が書いてあるんですけど、確認なんですけど、例えば、野良犬を発見して、その場合に今度、保健所に電話しますよね。

回収してもらって、基本は、ここで4日、1週間。

〔「野良犬は回収するの」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 するよね、これね。書いてあるとおり。回収しますよね。

結果、野良犬というか、何ていうんですか、どっかの飼い犬だったら、すみません、私の犬でしたって言って、施設に行くと、5,000円を払ってそれが返してもらえるんでしょう、これ。そういうことですよ、これ、書いてあるのは。そういうことなんです。5,000円を払ってということでしょう。

で、いいんだよね、これね。この書いてある内容って。

その期間が何日間なんだ。だから、例えば、そういう連絡はこれからは、そちらの水戸市の保健所へ連絡するわけですね。そういった案件になった場合はそちらに電話をして、その犬なりを市だかなんだか、わかんないけど、回収しますと、後からうちの犬がいなくなっちゃいました、保健所へ問い合わせたら、ういでいわゆる捕獲していますと、すみません、返してくださいと、じゃあ、5,000円払ってくださいと、5,000円払って返してもらったけど、この期間でどのぐらいなんでしょう。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、先ほどの犬の保護といいますか、そういったものについては、狂犬病予防法の関係で係留されていない犬についての保護というのは規定されておまして、犬については、そういう形で通報とかがあれば、そういったものを保護するというような形になっております。

先ほど、公示というお話があったんですけど、その保護したときからの公示の期間というのは基本的にこの条例で4日間という形になっているんですけども、実際にそれですぐ処分というわけではなくて、可能な限り、譲渡先とか、そういうものが見つかる、または、飼い主のいる犬であれば、それを見つけるための情報としてホームページに載せるとか、そういうような登録されている情報などもありますので、そういう問い合わせとかがあれば、マッチングの作業とかという形はやっていくということになりますので、具体的にいつごろまでの期間で処分するとかってというのは、特にこの決まりの中ではございません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ないということですか。それは何か、ぱっと見、飼ってそうな犬か、野良っぽいかで多分、判断が、そこら辺は経験値があれなんだろうけれども、これ、今ってあれでしたっけ、飼うのに、チップか何かって入れるんですしたっけ、入れないのか、それはまだですか。

〔「基本的には入れてるんだ」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 あれって結構、これ、入れてるのもあったよね。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

マイクロチップにつきましては、今後、犬を販売するようなそういう業者さんに、義務づけという形になっていきますので、そういったもののチップを読み取るものというのが、獣医師さんですとか、あとは、センターのほうでも見れるような形になると思うんですけど、それが、これから、法律化されるというところで、現在はございません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ああ、そうなんだ。ということは、今、国のほうで、それを準備しているという段階、これから全部そうなってくるということですね、日本中、ペットショップが。なるほど、わかりました。

先ほど、ちょっと気になったのは、例えば、ちょっと前に、三の丸で猿がいたとかってあったんですよね。ああいう場合と違ってどうするんですか。猿じゃなくてもいいんだけど。

〔「イノシシもある」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 イノシシもあるけど。

極めて、犬とか、猫を想定している場合がほとんどなんで、それ以外は、だから、市民の人は恐らく保健所に電話するんじゃないかと思うんだけど、どうするのかな、それは、一般の人は。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、このセンター等で扱うものというのは、あくまでも、野生の動物というものは対象になってございませんので、そういった動物については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲の許可というところが必要になっておりますので、それは県のほうの取り扱いになってくるというところで、問い合わせがあれば、そういったところは、案内するという形になると思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 最後に、それで、多分、一番多いのって、亡くなっている犬とか猫が結構多いもので、その問い合わせが結構あるんですよ。

それは通常どおり、道路だったら、道路管理課とか、あとは、県の道路管理という感じで、ここは変わらないのかな。その亡くなっている動物の連絡先。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

亡くなっているという状態がはっきりしている場合でしたら、今のような対応で、負傷等でまだ生きている状態でしたら、センターのほうで対応するという。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

亡くなっていたら、亡くなっている場所の管理者に連絡して、負傷の場合は犬の場合は保健所、そうじゃない場合は、犬猫、猫までは水戸市の保健所、それ以外はその管理する適切な機関に案内すると、そんなことは、市民はわからないでしょうから、もう恐らくそちらに連絡が行くんでしょうね。問い合わせをするということです。

わかりました。

ぜひ、4月1日から、これ、視察とかはないのかな。4月1日オープンはわかりますが、完成はいつですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問、今のところ、工事の進捗状況からは、2月いっぱいぐらいで大

体工事のほうは終わるかなというふうなところでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。ぜひ、水戸市の動物愛護はしっかりと機能するよう御期待を申し上げたいと思いますので、ぜひ、これ、もし機会があったら、視察か何か行ければと思いますので。差し支えなければ。以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。今の話を聞いていると、大体、そうかなと思って今質問しているんですけど、まず、今、鳥インフルエンザとか、豚コレラっていうと、保健所の人がまず行くよね。保健所の人が。あれは保健所じゃないの。何か、保健所が行ってどうのこうので検査して、どうのこうのっていうことをやるんだけど、それは違うの。

〔「それは県の家畜衛生保健所という保健所でもちょっと」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 そうすると、水戸市の保健所というのは、伝染病とか、そういうふうな場合に、大量に殺処分しなくちゃならないとか何かっていうの、これは権限移譲の中には入っていないの。

〔「入ってない」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 入ってないの。それは要するに、伝染病、もしくはそういう家畜等の伝染病を専門にやるポジションがあって、そこがやるよと、水戸市がやるのは、犬と猫に特化しているということ、鳥はだめだって言ったもんね、さっきね。

〔「そういうこと。そういうものです」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 猿もイノシシもだめでしょう。

そうすると、水戸市のこれまでの文教福祉委員会の論議も、それから、本会議の論議も踏まえて、水戸市が殺処分をしますよ、しませんよという論議は、まだ正式に、これ、誰も表明してないんだよ。水戸市の考え方は、で、一般市民は保健所が来て、動物愛護センターができれば、当然ながら、もっと崇高な気持ちで動物を慈しむんではないかと、したがって、そういった殺処分というのは当然ないよねって思っている人が——俺はそう思ってるから、少なくとも1人や2人はいるわけよ。

この辺について、水戸市は、殺処分をするんだっつらば、こういう過程の中でここまで来たらば、やらざるを得ないとか、そういう判断をやっぱり明確に示さなければ、義務は果たしてないと思うんだよ。そこんところだけは逃げちゃいますよ。愛護はしますよ。建物は建てますよ。条例はつくりました、先進条例ですよ、ということでは、水戸が保健所を受けるといふ、その気持ちが伝わってこない。だから、いいところだけ、例えば、4日間の勾留って言ったって、4日間で見つかると思ってこんなこと書いてるの、これ。ただメールで送ってもらった、USBか何かで資料をもらったらば、こう書いてあるから、ここはこのままでいかということになっちゃったんではないかと思うんだよ、これ。往々にしてあるから。

やっぱりここは、少なくとも水戸市が動物愛護センターまでつくってやると思ったら、4日間のために愛護センターをつくるのかという話だよ。言い方悪いけれども。

だから、やっぱり水戸市として、もう少しこの動物を保護したときに、どういうふうになったらば、こう

なんですよ。で、ここまでは頑張って一生懸命後継者を探しますよみたいな、やっぱりそういうものを、しっかり打ち出さないと、ただ、条例をつくりました、動物愛護センターをつくりました。水戸市は頑張ってやるんですよ。だめだったらば、県へ委ねて、そこから先はわかりませんというのでは、その保健所が安直にできたというだけの話になっちゃうんで、水戸の保健所としてはこういう考え方で、ここまでは頑張ってやります。しかし、やむを得ない場合は、こういうこともありますよ、この辺の判断は逆に言うところの条例制定に絡んで、いつごろまでにやるの。これ、まだ、議会の答弁もないし、この中でも、そういうことに関しては、検討中ですか、どうのこうのということで、今までずっとネグレクトだ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

殺処分につきましては、殺処分の定義づけみたいなのところもちよっと微妙なところがございます、今の県の議会提案の殺処分ゼロを目指す条例にしても、実際に人に危害を加えたりとか、そういうものは除くというような形になっておりまして、あとは、神奈川県ですとか、そういったところでは、殺処分ゼロとっておりますが、そういったものはカウントしていないという状況の中でのゼロ、ですので、そういった部分をきちんと整理する必要があると思うんですけれども、ただ、そうは言いますが、現実的にこのセンターを運営するに当たりましては、そういった犬につきましても、可能な限り、譲渡できる状態になる可能性もございますので、そういったところも実際にやりながらと言いますか、実際にベストを尽くしながら、やっていきたいということで、その具体的にじゃあ、どこで殺処分するかとかいうところが非常に線引きが今、難しい状態なのかなという認識がございます。

なので、そういったところを早目に整理していきたいというふうには思っておりますが、現状としては、極力、殺処分にならないような努力をするということで、それを積み重ねていきたいというところをこれから事業として、示していきたいなというふうには思っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 殺処分に関するのは第12条にあるわけだね。今さっき、課長が言ったように、いろんな危害を加えたり何なりということについては、もう殺処分するよということを行っているわけだ。これは、どなたも理解できる。

ただ、問題なのは、今、動物愛護センターに収容できる頭数というのはせいぜい15頭ぐらいでしょう、これ。十何頭でしたっけか。

○小林保健所準備課長 一応、15頭は。

○袴塚委員 そうだね。15頭ぐらいまでしか保護できないわけよ。

そこから先、例えば、じゃあ、どうするのっていう話も当然あるわけだし、やっぱり水戸が、保健所を持って、動物愛護条例までつくって、こういうふうにやりますよということを言っているとすれば、例えば、じゃあ、殺処分の項目の中にある市長が認めるときって、市長が何を認めれば殺処分いいよというのか、どうするのか。これだって、非常に、曖昧といたら曖昧、その殺処分することについては、人に危害を与えたり何なりは殺処分するよとここでうたっているわけだから、そうすると、これ以外のものについて、市長が認めれば、何をやるのっていうのは書いてないんだよ、これ。そうでしょう。(1)から(3)まで、前3号

に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置ということで、ここには、(1)に殺処分とは書いてあるけれども、市長が認める措置は何をするというのはここでうたっていないんだよ、これ。

だから、もう少し整理をして、それで、市民がせっかく水戸市の保健所ができて、水戸も動物に対して、どうも優しい気持ちが出始めたよ、いいなと、こういう思いがあって初めて、この保健所ができた、動物愛護センターができたということになると思うんで、この辺をもう一回整理をして、条例で定めなくても、規則とか、運用基準とか、そういうもので、幾らでもできるんで、その辺については、しっかりと、4月1日まではそういうものをきちんと整理をして、スタートできるようにやっていただければいいなと、このように思っています。

答弁いいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第93号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第94号 水戸市理容師法施行条例について、質疑のある方、発言願います。

木本委員。

○木本委員 理容と美容とあるんで、同じ関連で聞きたいんですけど、今回の条例制定に伴って、新しく要項か何かで、出張のやつ、あれを追記したということによろしいんですか。

そうすると、今までの県条例だとそれがなかったと、今回は、いわゆる出張美容、理容をやる場合には、何て言うんですか、いわゆる携帯用、ああいう、薬じゃないけど、何かそういう応急処置的な、それを携帯しなくちゃいけないということが新しく追加されたということで、よろしいかな。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

理容と美容とほぼ同じ内容になっておりますので、あわせて説明させていただきますが、その議案書①の33ページの第3条の中で、第1項第2号のところ、前号に掲げる場合のほか、規則で定める場合ということで、これから、この規則で定める部分ではあるんですけども、この条項を設けたというのは、県の場合ですと、上の施設入所者とか、そういうものに対しては出張理容として想定されているんですけど、その演劇ですとか、演芸ですとか、水戸市ですと、芸術館とか、これから新市民会館とかができます。そういったことも想定して、そういう場所に、出演者に対しての出張理容とか、そういう場合も想定されるだろうということで、規則で定める場合ということでここに1つ、設けているというものです。

もう一つも、御質問のほうのその出張理容の方が行うべき義務といいますか、そういうことで、理容ですと、第5条、33ページの一番下のところなんですけれども、出張理容を行うときに、救急処置、けがなんかさせてしまったときは、救急処置の薬品とか、あとは衛生ですね。その材料を携行することを、一応、今回ここに続けていくということで、指摘したものになっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 はい、わかりました。

その部分が今回、新しく条例化されていて、前にも、休日夜間緊急診療所に行ったときに、ちらっと、あの場所で話したんだけど、今回、新しく水戸市が保健所を設置するというので、結局、理容組合でも、美

容組合でも、恐らく呼ばれていって説明していると思うんですが、ただ、例えば、水戸支部といっても、結局、要は水戸だけじゃないんですよね。大体、周辺の自治体と合わさって水戸支部なんですよ。そうすると、同じ支部の中でも、いわゆる水戸にお店を持つところと、水戸支部でも、水戸以外に持つところでは、この条例のかけ方が違うということでもよろしいんですよね。そこら辺が非常に、いわゆる理容組合、美容組合からすると、少し、わかりづらいというか、向こうが統一で、組合内の統一として、全部一緒、これに合わせるというんだったら、もちろん、それはそれでいいと思うんですけど、そこら辺はやらないと、向こうからすると、少し、何で水戸さんだけ、いわゆるその分、手間、もしくは何かしらふえるわけですから、コストが、という話になりかねないんじゃないかと思うので、そこら辺をしっかりと、組合のほうに。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたしますが、基本的に理容組合、美容組合は毎年衛生関係の講習会というのがございまして、そちらのほうには保健所の職員が行っておりまして、先日も、私お邪魔しまして、こういうふうに変わるということはお話はしてきているんですけど、そういう中で、今回の規定というのは割と水戸市、そういう施設とか、そういったものが多いというところで出張理容のところを設けさせていただいているものですから、基本的には衛生上の基準とか、そういったものについては、大きな変更はございませんので、それは水戸市でも、この周辺の現在水戸市の、水戸保健所のほうですと、2市3町、既にやっているわけなので、その部分に関しては、特に影響はないかなとは考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 おっしゃるとおり、影響がないにこしたことはないので、何回も言いますが、仮にそういった同じ支部でも、この新しい条例を、進歩させることに関しては別にいいことだと思うんですけど、いわゆる県の条例の傘の人と、水戸市条例の傘の人で、同じ支部の中で差異が生まれると、いろいろとあるだろうなと思ったもので、そこはしっかりと整理をよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この条例が新たに理容所以外でということがありましたよね。

これ、今までも当然やられていることですよ、どの業者においても。ただ、そのやるに当たっては、こういうことをしますというような届け出をしてからやっているのか、あるいは、それが別に必要ないということになっているのか、お聞きしたいのと、この条文を入れるということに対しては、当然、これは当たり前のことではないのか。ないから、これを入れているということなのか。県はないというんだけど。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

出張理容の届け出については、これまで実際に、普通にこの県の条例のもとで、やってきてございまして、登録、老人福祉施設とか、そういうところに出張する部分というのはございました。

それ以外に、規則で定めている部分というものとして、その演劇とか、演芸の部分というのは今まで想定されていなかったもので、新たに規則で定める場合ということの水戸市として条項を定めまして、これから規



則も、それに定めるということですので、まず、これまで県のほうでやってこられました条例の中ではそこは想定されてなかったのかなというふうに。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 これ、施設等は当然やられているというのはわかるんですけど、結婚式とか何かもやってますよね。やってない、これ。

それが、結局この条例にあるように、届け出をしないということがあるんですか、ここに入ってないけれども、そういうふうなできる場合としか、書いてないけれども。それだけ、聞きたい。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 出張美容をやるということでも、届け出はしていただくという、その基準がございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○田口委員 どこでという基準ではなく。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 届け出を出す際に、どこでやるというものではなくて、そういう届け出をやるためのそういう決まり、基準といいますか、それは、出てきたものに対して出していたということで、そのどこに行くかという部分はこの条例の中で示しているということです。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

綿引副委員長。

○綿引副委員長 条例の第5条の部分なんですけれども、これは理容のほうも美容のほうも同じなんですけれども、もう当たり前のことが非常に多く書いてある。読ませていただいたときに、非常にちょっと違和感を感じたので、質問させていただきたいんですけれども、例えば、マスクをつけなさいとか、爪は切りなさい、手を洗いなさいとか、たばこ吸っちゃだめだ、酒飲んじゃだめだというようなことが細かく書いてあるわけですね。

参考資料でお配りをいただいた裏面のところの第9条の(3)でその他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置ということが、これに理容師法上、記載をされているので、多分、県が定めているものをそのままここに多分、書いたというふうには思うんですけれども、やはり読んでいて非常に違和感を感じる。

御担当の方がこれを見て、違和感を感じないで、都道府県が定めているから、そのままですよと言って、ここに書いたんだったら、それはそれで構わないと思いますけれども、もし仮に違和感を感じて、県とある程度やりとりをして、水戸市の場合は、これを規則に定めるのか、運用基準に定めるのかは、判断なんですよけれども、まず、県とそういうやりとりをしたことがあるのかどうかをまず、お聞かせ願います。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 この内容につきましては、先ほど木本委員さんのほうからも話がありましたが、組合関係ですとか、そういったところで衛生上の講習会とかってというのは今までも、広域でやってきたということがございます。

現実にはこういったものを参考にして、衛生上の基準とか、そういったものを説明するという形になりますので、ここが余り、ちょっとかけ離れてしまいますと、そこは統一がとれなくなってしまうだろうということで、今後、そういったものについては、県とも協議していく、見直しをする場合は、協議する必要が出てくるとは思うんですけど、今回の条例に当たりましては、その辺は、このままでこういう基準を生かしていこうということで、進めてまいります。

○鈴木委員長 綿引委員。

○綿引副委員長 御説明ありがとうございます。

そもそも論という、中核市移行に当たって、権限が移譲されて、水戸市独自の施策が打てるというのが、中核市移行の一番のメリットというか、うたうべきところであったものが、最初の1段階目の移行の時期ですから、倣ってやっていくということ自体は別に私自身は否定するものではないですし、この条例に反対することではないんですけれども、やっぱり、先ほどの出張美容なんかは、水戸市の今後の市民会館の建設とか、そういうことを踏まえて、そういう条例を足しているのであれば、今まであったものも、やはり、きちんと検討をして、見直しをしていくべきだというふうに思っております。

なので、今後、見直しをすることで現場に混乱が起きてしまうのであれば、このままやっていたとしても、結構ですし、逆にこういったものの言葉の揚げ足取りをして、何か違うような業務に支障が出るようなことが出てしまうというようなことも若干懸念をされるのかなと、こういったもの、例えば写メで撮って、そういうことをやっているお店に行くと、これ、条例で書いてある、何でこんなことやってんだみたいなことが、SNSが発展している状況では、そういうことも想定はし得ると思いますので、ある程度規定なんかのほうに落とし込んでいただくような形で、条文にしくなくても——やっていただくことを今回は要望させていただきます。

○鈴木委員長 よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第94号についての質疑は終わらせていただきます。

次に、議案第95号 水戸市美容師法施行条例について、質疑のある方発言を願います。

ないようですので、議案第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第96号 水戸市化製場等に関する法律施行条例について、質疑のある方発言を願います。

田口委員。

○田口委員 化製場というのはなかなか身近でなかったんですけど、内容としては身近だなと思うんですけども、実際、これ、市内において、この化製場というのはどれぐらいあるんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

実際のところ、化製場としては、市内にはございませんが、類似施設として、魚介、そういったものを扱って同じようなものをつくっている業者が1カ所、市内にあるというふうなことでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 具体的な、その肥料とか、何かになるのかな。

そういういろんな分野もあるでしょうけど、これって、今から、この化製場を設置する、あるいは、もう

既にあるものであれば、特別これ、届け出をするということなんでしょう。それとは違うんですか、この条例は。届け出をしたのに対してのこと。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 今回の条例に関しましては、これとは別に、法律のほうで許可とか、許認可とか、そういったものはもう位置づけられておりまして、法律の中で、条例で決めるべきところが明記されておりますので、その部分を条例として定めたことになっております。内容といたしましては。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 届け出というのは、その国のほうの許可基準とか何かで示されているわけ。特別ここに、水戸市で受け付けるということではないということ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 そもそも論としまして、化製場等に関する法律という部分で、市の事務として許可とか、そういったものはもうおりてくる形になってまして、その法律の中で、条例の中で決めなさいよと言っている項目について、今回、その項目出しをして、決めているというのが、今回の条例でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第96号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第97号 水戸市旅館業法施行条例について、質疑のある方発言を願います。

木本委員。

○木本委員 基本的に、ぜひ、これ、多くの申請があったほうがいいなど、望む1人なんですけど、この中に民泊って入りますか。入らない。

これからふえる、需要が見込める。申請者がふえるのが期待される分野かと思うんですけど、これはどうすればいいんですね、民泊は。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民泊、いわゆる住宅宿泊事業というのは、今の段階では、県のほうが所管になっておりますので、許認可を受ける場合には、県のほうに申し出をしていただくということで、実際に旅館業等の事業者の方は、そのほうの登録はできませんので、そういう方以外の方が対象になるということです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 それ以外となると、普通に考えるのは、もちろん、旅館、ホテルも入っているのか、これ。具体的にどこが。ラブホテルか、いわゆる。

〔「ラブホテルないからさ」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 ないけども、いわゆる、俗称。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 今回のこの条例で示しております旅館業の部分につきましては、旅館ですとか、ホ

テルですとか、そういう施設を設けて宿泊料を取っているというようなものを一般に旅館業というふうな形になっておりまして、民泊の事業というのは、あくまでも住宅を、一定期間上限が180日というふうにはなっているんですけど、その間、そこを料金を取って貸し出すようなものが民泊、いわゆる住宅宿泊事業という部分になっています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 民泊はわかりました。そうすると、今言ったみたいに建物を建てて、宿泊でお金を取る、いわゆる、これに該当するものは全てこれに、水戸市の保健所のこの旅館業法の許可が必要だということですね。これ以外で受け付けるものってあるんですか。同じ、業態、もしくは似たような業態で。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 今回のこの水戸市の旅館業法施行条例なんですけど、大もとの旅館業法で定められているものについては、全て市のほうで、許可をしたものが来るので、それを行うということでそれには、ホテル、旅館、あとは、簡易宿泊施設、合宿所営業とかって言って、施設的に、山小屋とか、スキー場みたいな、そういうものなども含まれている。

○木本委員 民宿は、民宿。

○小林保健所準備課長 そうですね。

1カ月以上の単位で宿泊をさせるようなそういう施設を設けて宿泊させてお金を取るというようなものが、簡易宿所営業という部分になりますので、海の家とか、そういったもの。

○木本委員 民宿というのも、これに入るということですね。

○小林保健所準備課長 このほうに入ってくるということです。

○木本委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっとずれちゃうんだけど、旅館って飲食店もやるよね。食事を提供しますよね。この許可というのはどこなんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたしますが、飲食店に関しては、食品衛生法の許認可業務になりますので、そちらの法律の関係で今度、水戸市の保健所のほうに移譲される事務になります。

宿泊については、基本的に寝具類とかを貸し出して料金を取るといったようなものは一般的にそういう宿泊施設という対象になるというふうに言われていて、そういったものについては、旅館業法の関係でということで、許認可のほうが行われる事務になります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、ちょっと、心配だったのは、まだ飲食店に関する条例とか、何とかっていうのは、まだお出しになってないですよ。来年の4月からでしょう、これ。これって、3月の議会に出すんですか。それで間に合いそうなんです。周知期間とかというのは、旅館、ホテルもたくさんあるんですけども、一番、影響が大きいのが、何か漏れちゃっているような気がして、どこで聞けばいいかと思ったら、旅館が出てきた

んで、ここでちょっとひっかけて聞いてみたんだけど、これは、今までの県の流れと一緒に話だと、何か水戸に保健所が来ると、随分緩和されて、もう何かやりやすくなるみたいな話を前触れでしてたんだけど、その辺を論議する都合があって、3月に条例で出てきて、ここと、条例だから、事前審査できませんよみたいな話になっちゃうと、ちょっと心配だなと思って、ちょっとお伺いしました。

いいです。それでは、出てきたときで。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第97号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第98号 水戸市感染症診査協議会条例について、質疑のある方発言を願います。

ないようですので、議案第98号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第99号 水戸市小児慢性特定疾病審査会条例について、質疑のある方発言を願います。

土田委員。

○土田委員 1点だけお聞きします。

現在、水戸市でこの小児慢性特定疾病にかかって、対象のお子さんというのはどのぐらいいるんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県からいただいた情報といたしましては、平成30年度で222名、31年度の見込みとして228人程度というふうになっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第99号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第108号 水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関する条例について、質疑のある方発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと読み方がわからなくて、1点だけ、第3条の赴任及び帰国旅費というところで、退職後1カ月以内に帰国のため、赴任または帰国のための旅費を支給するという文言あるんですけども、これっていうのはどっちかっていうことなんですか。

赴任、帰国、どっちかということか、両方ということですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

第3条、この赴任と帰国のための旅費といいますのは、両方に係ってくるものでございます。

AETとして、就労するのに、外国から水戸市にいらっしゃる場合の旅費、そして、お帰りになるときの旅費、両方とも1人のAETに対してお支払いするものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これ、たしか、前は、前っていうか、今もそうかもしれませんが、JICAか何かに頼む時

代が多くて、そのとき、すごく高かったイメージがあって、最近、水戸市も、民間に切りかえて、もう全部やっているかと思うんですが、これ、基本的に入札ですか、それとも、随意ですかね。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、水戸市に39人のAETがおりますけれども、全て直接の任用をしております、委託ではございません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 失礼しました。前が、民間で、そうですね、委託してて、今は直接雇用で、雇用する依頼先というのは、これは、どちらですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 現在、任用するに当たっては、アメリカのアナハイム市、そしてまた、オクラホマのクリスチャン大学というところから、推薦をいただいて、任用のほうをしております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 向こう側から御推薦いただいたところなので、特にけちをつけるわけではないんですけども、もちろん、それなりの何かしらの資格をお持ちの方を、来るに当たって、一定の条件とか、英語がしゃべればオーケーです——これ、なぜ質問するかというと、毎年じゃないんですけど、ほかのまちでは結構、最近ふえてきたと思うのは、国籍はアメリカなんですけれども、明らかに、いわゆる移民された、違う国の方で、メインランゲージは多分、この人違うんだなという、もちろん、どっちも話せるんでしょうけど、結構そういう方が最近ふえてきて、その方が教員免許を持っていたりとか、何かしら、もちろん、一定のあれはあるんでしょうけど、ああなってくると、多分、誰でもオーケー、もしくは何か資格要件とか、一定の学校側が認める条件をパスしないと来れないということがない限り、恐らく、変な話、明日アメリカ国籍を持った人でも来れるのかという話にならないのかなと思うんですけど、そこら辺は何か条件があるんですかね。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在は、私どものほうの基準といたしましては、まず、英語を母国語とすること、そして、また、大学において、学士を取得したものであるということを条件としております。

また、推薦をいただくに当たっては、日本で生活する上での研修、そしてまた、英語指導を行うに当たっての研修というものを、あらかじめ、現地のほうでお願いをしているところでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ぜひ成果を上げてもらって、任期は何年ですか。2年ですか。1年で。じゃあ、基本は入れかわる。延長はなし。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

雇用については、これ、現在も、そして、会計年度任用職員に移行した後も、基本的には1年間というこ

とになります。

その上で、勤務状況を勘案しながら、更新について、検討していくというようなこともございます。

○木本委員 更新はありなんですか。

○小川総合教育研究所副所長 更新はございます。

○木本委員 みんな帰っちゃうという話も。わかりました。

ぜひ、水戸市は英語特区として、長年他の自治体に先駆けてやっていますので、ぜひその成果をもうちょっと出していただきたいなというのが本音でございまして、そのためには、多分、その先生方が非常に重要なんだというふうに思っておりますので。これって、ビザは就労ビザですよ、就労ビザで来ていただいているということですね。

わかりました。ぜひ、成果が上がるように、御期待申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今、木本委員からもありましたけれども、これは、今度の会計年度任用職員になったということで、任期というのは以前も1年ごとにその更新手続をやられていたということで、いいんですよ。

そうすると、今回のこの条例というのは、働き方改革関連の中での条件面がよくなるということですか、これ。今までなかったものも出された——その辺をちょっと、説明を。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このたびのこの会計年度任用職員という制度につきましては、地方公共団体において任用しております非常勤職員、そしてまた、臨時職員の適正な任用と勤務条件の確保を図ることを目的として、導入される制度でございます。

何が変わるかというところなんですけれども、やはり、処遇面が改善されまして、例えば、期末手当が支給されるようになることがAETに関しては一番大きな変更点になるかと思えます。

一般の嘱託員さんとあわせると、休暇の面とか、そういった面でも改善が図られることになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第108号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第111号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例について、質疑のある方発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回のこの条例は、幼保連携型ということで、これはこれでいいんだけど、この間も質問させていただいたんだけど、さっき、これから出てくる保育の連携保育園ね、これも、改正をするよみたいな話になっちゃって、いずれにしても、保育行政が遅々として進まないような状況があると思うんですね。

これについては、今回、別に、改めて言うほどのことでもない、だけれども、幼保連携になるから、条例制定ということなんだろうけれども、ほかの市町村、自治体から見ると、相当水戸市はおくれている、この問題については。だから、やっぱりしっかりもう少し、早目に前向きに。そして、あり方検討会も、3年も4年もやって、結論が出ないようなあり方検討会だったらば、もう、なきに等しいよ。やっぱりもう少し早く結論を出して、そして、少なくとも、3歳児がもう路頭に迷うようなことがないように、これ、しっかりとこの条例ができると同時に執行部として気を引き締めてやっていただかないと困ってしまうのかなと。当然ながら、市長の答弁にもあったように、もう30%を切っているなんていうのはそれは大きい、25%はいかないところ、もう20%いかないところがいっぱいあるわけだから、だから、そういうところを早く切りかえて、しっかり、条例化に向けて、整備をしていただきたいと、こういうことだけ申し上げておきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今、袴塚委員さんが言われたとおりであるというのは、もう明らかなことでありますけれども、今回、幼保連携ということでの認定こども園ということでもありますけれども、こども園には幾つかの種類がありまして、そういう中で、この幼保連携型ということに対する考え方をお聞きしたいと思ったんですけれども、幼稚園型とか、あるいは、保育園型というような認定こども園があるような気がするんですけれども、この幼保連携型というメリット、これについて、幼稚園型、保育園型とはまた違う面は何かあるんでしょうかね。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

認定こども園のほうには、今、お話ししました幼保連携型と、幼稚園型と、保育所型とあるんですけれども、水戸市内には今、私立ですけれども、幼保連携型認定こども園と、幼稚園型認定こども園があります。幼稚園型認定こども園につきましては、私立幼稚園のほうが平成27年度、28年度から、移行しております。3歳以上の保育が必要な児童と保育が必要でない、普通の一般の幼稚園、そちらのほうの児童を受け入れられるということでございます。

幼保連携型につきましては、ゼロ歳から3歳未満児の保育の必要な児童、そして、3歳以上の保育が必要でない児童と保育が必要な児童ということで、認定の区分としては、幼稚園児がいわゆる1号認定、3、4、5歳の保育が必要な方が、2号認定、ゼロ、1、2歳の保育の必要な方が3号認定ということで、1号から3号認定がございます。

水戸市の場合は、今まで内原幼稚園と内原保育所と、稲荷第一幼稚園と常澄保育所につきましては、施設が一体となっているということから、4、5歳児合同での保育などを行って、幼保連携型認定こども園と同じような形でやってまいりましたので、そちらをまず、幼保連携型認定こども園ということで、条例を制定いたしまして、取り組みます。

続きまして、公立につきましても、先ほど、袴塚委員さんからもありましたとおり、充足率が幼稚園も、低くなっておりますので、そちらのほうにつきましては、早急に再編計画を立てて移行に向けて推進してまいりたいと考えております。



○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この幼保の園に対しては、これまでということ踏まえてこういうふうな条例で設置されるということですが、この体制とか、職員とか、あるいは、それはそのままそっくり移動できて今までやってこられたということ踏まえてスムーズに移行できるということでもいいんですか、職員の配置も踏まえて、全部。看板をかえただけかな。職員は同じ。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 職員は変わらずそのまま保育共有というような形になりますけれども、今、幼稚園免許、そして、保育士両方資格を持っている方を配置しておりますので、そのまま移行できます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ、今度の幼保連携型認定こども園、これでスタートすることだけでも、これ、職員の確保については、保育所は充足率大丈夫なんですか、今、保育園、幼保の保のほうの職員の充足率は100%入れるような職員体制にはなっているんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問ですが、実際、現在、正直な話を申し上げますと、産休職員、育休職員等がございまして、嘱託員等を充てて業務をしている状況でございます。

4月につきましては、きちんとしたスタートが迎えられるように、仕組み、体制を整えてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうするとこの間の職員採用で、4月からの充足はできたということでもいいんですか。

というのは何を聞いているかという、今、市の保育所でも、やっぱり、入りたい子はいっぱいいるんだけれども、先生が足りなくて、充足率が80%、85%というところがいっぱいあるよね。要はその看板はかえたんだけど、保育所の充足率が上がらないと、こういうことになってしまうと、せっかく、看板つけかえても、看板だけはきれいになったけれども、中身は変わんねえよという話になっちゃうと思うんで、だから、その辺については、きちんと見通しが立っているのかどうかと、それから来年度の予算の中だから、今日は言わないですけど、本当に保育士不足をどう解消するのかということについては、この条例を制定すると同時に、もっとしっかり考えていただかなければならないのかなというふうに思っていますので、すみません。いいですよ。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第111号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第115号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、質疑のある方発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 アンケート調査によって、老人という言葉を使わないでいきいき交流センターになったというお話だったんですけども、実際、アンケートの中ではいきいきというのはどのぐらいのパーセントでいいよというのが、何か具体的にこんなにいっぱいあったんだよというのがあれば、ああ、そうなんだ、皆さんそういうふうに思っているんだなって思うんですけども、どのぐらいのパーセンテージがあったのか、ほかにも、どんな、例えば、いきいきじゃなくて、何かほかに言葉があったのか。教えてください。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

アンケートにつきましては、まず、段階を踏みまして、まず、水戸市役所の職員の中で、何かいい案はないでしょうかということで、アンケートをとりまして、28の案がありました。

その中から、まず、皆さんに覚えていただきやすい、耳に優しい名称といいますか、そういうものをまず選びました。

また、もともとあります高齢者支援センターですとか、シルバー人材センターなどと混同しにくいような名称のほうを選ばせていただきまして、最終的に3つ選びましてその中から市内の7カ所の老人福祉センターでアンケートをとらせていただきました。アンケートには1,757人の方に御協力いただきまして、その中で1,244人の方がこのいきいき交流センターという名称を選んでいただいたということになってございます。

そのほか、いきいき交流センターのほかの2つというのが、1つが高齢者ふれあいプラザ、もう一つが、シニア交流センターということで、その3つの中から選んでいただいたというような形なんですけれども、選んでいただいた中で皆様の御感想としては、やはり、老人というのは、もともともう使いたくはなかったよということが前からお話がありました。また、高齢者とか、シニアにしても、老人につながる部分があるので、もうちょっとそれは使いたくない。むしろ、そのいきいき交流ということで、そこに行けば、何かすごい元気が出るような気がするということで、この名称に集中したというお話をいただいております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員長 ないようですので、議案第115号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第116号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第116号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第117号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第117号につきましては、何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、家庭的保育事業、市内ではどのぐらい事業者がいて、どのぐらいのお子さんがいるのかというところについて、現状を教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 家庭的保育事業につきましては、一般に保育ママと言われている家庭的保育事業、それが自宅で3人から5人のお子さんを見る家庭的保育事業、こちらが水戸市内には今、7カ所ございます。

それと、大きなくくりでいきますと、小規模保育事業も家庭的保育事業の中に含まれております。こちらにつきましては、現在、21カ所水戸市内において事業を行っております。

それと、入所している人数でございますけれども、家庭的保育事業7カ所では11月現在で29人の児童が入所しております。

小規模保育事業につきましては、339人の児童が入所しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

それで、今回の議案は、端的に言えば、規制緩和ということになるかと思えますけれども、要するに、あれですよ。ゼロ、1、2歳までのお子さんの保育で、その後3歳から入れる施設の確保が難しいんですよ。難しいので、企業主導型保育施設や認可外保育施設でもいいということにするということですよ。これ、読むと。

あと、第5条第4項でいうと、連携施設の確保が難しくできない、しなくてもいい期間を10年に延ばすと、また、第45条第2項でいうと、自園調理の原則をまた、10年に延ばすという形で、私の立場としてはなかなか賛成しづらい規制緩和となってしまっているんですけども、例えば、認可外保育施設でよいとなりますと、本会議で田中議員も質問しましたけれども、市内の認可外保育園で痛ましい事故などが起きていると、そういったことも考えると、なかなか、連携施設として、大丈夫なのかというような、父兄の方の理解は難しいというか、不安があるのではないかとということもあります。

今後、中核市になれば、認可外保育施設についても、指導監督責任は水戸市にかわっていくわけなので、その辺の認識、意識について、少しお話しいただけますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

まず、連携施設をなかなか確保できないということにつきましては、企業主導型、または、認可外ということで、連携者として、連携するということでございますけれども、水戸市の場合、今、連携は全部しておりますし、自園調理のほうも全施設で行っているのです、今のところ、支障はございませんけれども、ただ、この連携につきましても、定員が20人以上である企業主導型保育事業、また、認可外保育施設につきましては、地方自治体が運営費の支援を行っている施設ということになっております。

市として、認可外保育施設のほうには、運営費を支援しているところが今ございませんので、実際は連携者としては、入れない、できないということになっていきますので、従来どおりの連携園ということになっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

その現状、この緩和が適用する例もないということですね。

前回、自園調理のほうについても、一応、現在は、皆さん自園、自宅でやっていたらという事で、この問題について、以前にこの自園調理の原則適用猶予という条例が出たときに、私たち日本共産党は反対したんですけれども、基本的にはゼロ歳、1歳、2歳と小さなお子さんでアレルギーですとか、アトピーですとか、デリケートなお子さんに与える食事については、外部から入れるのではなくて、責任を持って自園でということは原則がしっかりと担保されるべきだろうという考え方で反対をしました。

今回もこれに対象になるところは、今現状ないということですが、今後についても、どうですか、水戸市の姿勢としては、私が心配しているような認可外保育施設に連携しちゃうとか、自園調理じゃなくて、外部からの食事で心配なことが起きるとかそういったことについては、今後、水戸市の姿勢としては、どうなんでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の姿勢といたしましては、やはり、自園調理、そして、きちんとした保育所、認定こども園と連携するように、認可、許可を出す段階で、きちんと事業者さんのほうには指導をしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これはちょっと、あえて聞いとくんですけども、今、小規模保育事業が21園あります。ゼロから2歳児までが339人、こういうことで、今待機児童が減ったと、こういうふうな経緯ですけれども、今後、これを外したことによって、今後、小規模保育事業の考え方はふやす予定があつて、こういう前提なのか。それとも、考え方として、従来どおりの小規模保育についてはもう、この辺で考えていこうということなのか、その辺はどうなんでしょう。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

小規模保育事業につきましては、今、21園ということでございます。小規模保育事業を卒園する児童がやはり多くなってきております。先ほど申し上げましたように、複数園を連携園として希望していただいたり、幼稚園の認定こども園化なども推進いたしまして、3歳の受け入れ先を確保しているところでございますが、このまま積極的には小規模保育事業を推進していくところまでは来ておりません。ただ、事業者につきましては、問い合わせがあるのも、実際現実でございます。

それにつきましては、しっかりと、地域性とか、連携園の確保、状況、そういったものをしっかりと説明いたしまして、特に、同じ社福さん同士の連携とか、そういったものをきっちりしていただきながら、それにつきましては、進めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、場合によっては小規模保育事業をふやすという考え方だという捉え方でいいんですか。その場合に、いわゆる今の状況の中で、これは認可外保育園が小規模企業型保育とか、そういうところと連携をとったから、3歳児以降が消化できるなんていう考え方をしていけば、これは逆に言うと、

大きな間違いだというふうに思うんですよ。

この緩和をしていただくのはいいけれども、現実の問題として、これ、来年あたりから、100名ぐらいずつ卒園してくるんだよ。339人ということは、113人ずつ、均等に割ればの話、そういうふうな人数を今、受け皿として行政ではお持ちだというふうに思っていますか。受け皿はあるから、小規模保育を認可していくんだという考えなのか、受け皿はなくても、やっちゃうんだと、こういうふうな考え方なのか。その辺については、どんなふうに、今の実態を踏まえて、ちょっと、今の答弁はギャップがあるような気がするんだけど。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

受け皿確保といたしましては、そういった連携施設を確保してもらおうということで考えております。

ただ、実際、委員さんもおっしゃるとおり、100人からの3歳児の卒園につきましては、必ずしも受け皿が確保されているという状況では、地域性もありますので、きっちり計算上は入るにしても、実際は、申し込み先等が違ってまいりますので、きっちり入れるかどうかというのはちょっと、この場では断言できませんけれども、利用調整の中で、やはり、小規模保育事業者からの転園希望者につきましては、最優先で認可施設、連携施設といったところに入れるような形で考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 答弁はいいけれども、よく考えてもらいたいのは、小規模保育をやることによって、3歳児がオーバーフローになっちゃうよと、その受け皿は前から言っているとおり、市は19園だけ幼稚園あるのね、それだけあるわけだから、そうすると、これ、点在しているはずだよ。間違いなく、ちゃんとした場所に。そこを受け皿を整備しないうちに、ただ、ふやせばいいんだという考え方で安直にいったとすれば、それは大きな、3歳児浪人ができちゃうでしょうと、そうすると、ゼロから2歳児までは一生懸命働けたけど、3歳児になったら、子どもがいて働けないと、こういうふうな形のものが出てしまうと、これは行政の施策としては全くナンセンスな話だと思うんだよ。

だから、まずは、ちゃんと自分のところで、受け付ける、つくる、受け皿は持っているわけだから、教室が余っているはずですよ。定数から言ったら。

だから、そういう整理を早くして、そして、今の3歳児以降の浪人をなくすると、こういうふうな考え方に特化して、こー一、二年はやっていただかないと、先生は足りないわ、3歳児浪人は出るわ、それで、命が危ない、無認可の保育園に預けちゃうわ、そこがあればいいわみたいな話になっちゃうと、先ほど来から、いろんな方が言っているように、やっぱり保育園のあり方としては、それはまずいんじゃないのという判断をせざるを得なくなっちゃうわけ。

だから、この条例を制定すると同時に、やっぱりしっかりその辺を考えながら、やっていただきたいというふうに思います。

部長、どうなんですか。

いや、課長に聞いても気の毒だって、こんな大きな話は。教育長でもいいんだけど、教育長かわいそう。東小川さんに聞いたら気の毒だ。

○鈴木委員長 増子部長。

○増子教育部長 ただいま、袴塚委員のお話を受けて、答弁させていただきます。

小規模保育事業、21カ所できまして、3歳児問題の受け皿というのは当然必要となってまいります。

そういった対応を受けて、この30%を割り込んでいる市立幼稚園のほうですから、これをいかに活用していくかと、これを早急に考えていかなくちゃいけないと、そういう状況にきていることを深く認識しております。その対応に向けての計画、再編に向けての計画、これを早急に作成してまいりたいと考えております。

○袴塚委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第117号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について、質疑のある方発言を願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第130号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方発言を願います。

木本委員。

○木本委員 民生費の議案書⑧、12、13ページの1項社会福祉費なんですけれども、ほとんどが職員給与の案件なんで、特に、ただ、1点ちょっと気になったのが、3目の高齢福祉費が減額になっていると、559万円。右側を見ると、いわゆる繰出金が前年度に比べて減りましたということなんですけれども、これは、あれですか、水戸市の先ほどの健康宣言じゃないんですけれども、政策効果のあれで、介護保険の主たる人が減ったという認識なのか、それとも、前年度が何か、インフルか何かはやって、その分、ふえて今回は減額になった。減額の理由を教えてください。

○鈴木委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 3款1項3目のうち、介護保険会計繰出金の減額についての木本委員からの御質問でございますが、こちらにつきましては、やはり、給与改定と、あと、人事異動に伴うものでございまして、当初予算が30年度の配置人員をもとに、算定しておりますことから、4月の人事異動に伴い現在配置されております職員の所要額に合わせるため、安くなったということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。ほとんどがこれ、職員給与の案件だろうと思ったんですけど、ここだけちょっと、繰出金が減ったということで、もしかしたら水戸市の政策効果のおかげで健康な人がふえて減ったのかなと思ったら、決してそうではないということなんで、ぜひ、いずれにしても、介護保険、これからふえる

のが見込まれますから、適正な事業に努めていただけたらと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第133号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第134号 令和元年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について質疑のある方発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第134号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第137号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について質疑のある方発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第137号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第138号 令和元年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について質疑のある方発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第138号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方発言を願います。

田口委員。

○田口委員 災害復旧費が議案書④の8ページ見ますと、消防、さらには、教育施設ということで、かなりの額が補正されているんですけども、消防の重立った大きな被害を教えてくださいなと思います。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

被害額でございますが、概算で1億円といたしております。こちら、10月14日時点で建築関係といたしまして、庁舎、倉庫及び非常用電源設備に5,500万円、こちら、委託料含めての5,500万円、指令システムに4,500万円を見込んでおります。概算で1億円といたしました。

ただいま、北消防署飯富出張所の復旧の経費でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 北消防署の飯富出張所ですね。

○田口委員 北消防署もそうなの。北消防署、どういう。

○箕輪消防総務課長 飯富出張所でございます。

○田口委員 じゃあ、北消防署管轄なら、管轄でいいよ。管轄の。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 被害が出たというのは、それは、わかるんですけども、重立ってどういう状況になったのか

というのを聞いたかった、それなので、被害がこうで、こういうことになっているんだよという、被害があったんじゃないくて、どういう被害だったのかなと。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの田口委員の御質問でございます。

飯富出張所の被害状況ですが、台風第19号の降雨によりまして、那珂川が増水いたしました。

13日の日曜日の午前4時55分ごろ、飯富出張所東側の堤防の溢水によりまして、飯富出張所の庁舎、倉庫等が浸水150センチメートルとなったものでございます。

庁舎、倉庫、非常用電源設備、指令システムなどが主な浸水被害となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 かなり大きな水没ということでしょうけれども、新しくこの予算づけをして、新たにというか、再度、そこで消防署を活動の拠点とするということで、この中を直したり、いろんな設備を整えたりということでもよろしいんですか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

部分的な応急復旧作業を行いまして、被災後、10月16日、こちらから、職員によりまして、建物内の汚泥清掃などを行いまして、昼間のみの消防業務をとっております。その後、部分的な復旧作業が完了いたしましたので、12月10日から24時間体制での出動体制をとっております。

以上でございます。

○田口委員 違う。職務内容、違うよ、五千何百万円かかったって言っているけれども、その内容は、例えば、内装費にかかったとか、何かいろいろあるだろう、項目が。それはどんな項目でお金を使ったんだと聞いている。資料は一切持ってないんだけど。内装とか、何かもやったんだって、だから、内装の塗装とか、機材の準備とか、こんなのを入れて、こんだけだって。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの田口委員の御質問の件でございます。

庁舎の内装の木の部分、そちらを床、壁、建具等を一旦撤去いたしまして、全体の清掃、消毒などを実施いたしました。その後、現在、床、壁そういったものをもとのとおり復旧させてございます。

この後は、自家発電設備、それと、消防指令システムがまだ復旧はいたしておりませんので、そういった工事を進めてまいります。

以上でございます。

○田口委員 合わせて1億円なのかい。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 申しわけありません。再度御説明いたします。

現在、復旧させました内装部分には、工事請負費といたしまして、1,280万円となっております。

ただ、指令システムその他の非常用電源設備等は現在、見積もり聴取など行っておりまして、まだ、金額



等が概算でのみ出ている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 さっきの話で、いつ復旧するというか、もうあれやっているのはわかっているんですけど、本格的な復旧というのはいつごろを見通しているんですか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの木本委員の御質問の件でございます。

完全復旧でございますが、消防指令システム、こちらが、受注後生産等の特殊な機材があります関係から、そちらは契約後半年ということで、今、業者のほうから、お話が来ております。

ですから、指令システムを完全復旧させますと、まだ半年以上の期間かかるというところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 城里と飯富は連携してんだよね。指令も。

要は、半年かかるということだから、それは待たなくちゃならないんだろうけど、その間、今現在、機能をやっぱり落としてはまずい。従来の機能と同じような機能でなければまずいわけでしょう。だから、その手当というのは、メーカーからの仮設か何かの仮工事とか、中で対応できて、従来の機能と同じような機能が発揮できるような形になってるんだろうと思うんだけど、確認だけさせてください。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問の件でございます。

指令システムの機能の部分でございますが、ただいまの時点では、無線を傍受して出動する体制をとって、災害処理を行っております。

これから、今、消防本部で保有している機器材を活用いたしまして、指令システムの部分的な代替等を行って対応する考えでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 心配なのは、今、部分的とおっしゃったけれども、要は飯富出張所というのは、やっぱり、城里と連携でいろいろ競合しながらやっているわけですよ。

ですから、本市にとっては、渡里の上のほうもあるし、大変重要なポイントなんで、この辺については、余剰機材があるんだっただらば、それをフル活用しても、前の機能と同じぐらいの機能を有するように、もしくは、メーカーにもう発注してあるんだっただらば、メーカーさんでもそれなりの予備機材を持っているはずだから、だから、納品するまではそれ、納めてちゃんとやれというふうな形をとっていただかないと、やっぱり、消防の体制としてはまずいと思うんで、その辺については、十分配慮して、署長もいることですから、しっかりやっていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第100号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例）について、質疑のある方発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第100号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第101号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例）について、質疑のある方発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第101号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第102号 専決処分について（令和元年台風第19号等による被災者に対する災害見舞金の特例に関する条例）について、質疑のある方発言をお願いします。

田口委員。

○田口委員 この被害の見舞いは非常にいいことなんですけど、生活再建には非常に大切なことである、もっともなことではありますが、前の東日本大震災のときも感じたんですけども、これ、全壊、大規模半壊、半壊というこの判定については、どこがやったんですか。市がこの見舞金を出すに当たってのこの判断は何の基準でやられたのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

災害見舞金の判定となります被害の状況につきましては、罹災証明書の判定結果に基づいて出しております。罹災証明については、資産税課のほうで判定をしております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 今、この項目別に件数としてわかればお願いしたいと思うんですが、この罹災証明での判断、やはり、東日本大震災のときも、そうでしたよね。あれは、あの方法というのは、プロが見ているんですか、役所の人に来ていて、ぶら下げて角度が曲がっていて、これは半壊だとか、一部損壊だとか、そのやり方は変わらなかったというか、その罹災証明をここが担当かどうかわかりませんが、そういう感じなのか、確認したいなど。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 今回は水害ということで、全壊の場合には、住家流出または床上1.8メートル以上の浸水、大規模半壊は床上1メートル以上1.8メートル未満の浸水、半壊は床上1メートル未満の浸水ということになっております。

○田口委員 あと、件数。

○鈴木委員長 件数お願いいたします。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 罹災証明書が完全に発行されませんと、対象者の確定は難しいところではございますが、12月5日現在で把握しております住家の被害の件数でございますが、全壊が約

50件、大規模半壊、半壊が約350件、合わせて約400件というような状況になってございます。  
以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

いいですか、大丈夫ですか。

ほかにもございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第102号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案等についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 2時55分 散会